

○ 主文

本件各控訴を棄却する。  
控訴費用は控訴人らの負担とする。

○ 事実

控訴人ら訴訟代理人は、「原判決を取消す。被控訴人は各控訴人に対しそれぞれ別紙目録記載の金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決ならびに右第二項につき仮執行の宣言を求め、被控訴人指定代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張ならびに証拠の關係は次につけ加えるほかは原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。(但し、原判決六〇枚目裏七行目の「六九号証」の次に「第七〇号証の一、二」と挿入する。)

第一、控訴人らの主張

一、人格なき社団である控訴人らはそもそも租税義務能力を有しないことについて原判決は、控訴人らの「人格なき社団は実体法上権利能力を有しないから義務能力もなく、したがってそもそも租税債務の主体たり得ない。そして、人格なき社団は実体法上権利能力を有し得ないから所有権を取得する能力がなく、したがってこれに対して納税義務を課してもその履行は原始的に不能である。」との主張を排斥した。

1 しかし、原判決はつぎの諸点において根本的に誤っている。

(1) 第一に、原判決は人格なき社団についてのわが国の法的取扱い原則に反している。

わが国における人格なき社団についての法的取扱い原則はつぎのとおりである。すなわち、わが国においては、私法關係においても、公法關係においても、権利義務の主体たりうるものは、原則として人格者—自然人または法人に限られ、人格を有しないものは、たとえそれが社団としての組織を備え社会的実体として活動していても、社団そのものとしてそれに権利義務の帰属を認めることはできない(民法第三三条以下とくに第三四、三五および四三条参照)。

民事訴訟法第四六条は、法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるものに当事者能力を認めているが、この規定は法人でない社団又は財団そのものが実体的な権利義務の帰属主体であることを認める趣旨の規定ではない。人格のない社団の権利義務は、実体的にはその社団構成員全体に総有的に帰属するのである(東京地方裁判所民事第二部昭和三六年(行)第五六号昭和四〇年六月二二日判決参照)。

その結果、「社団」の財産は、社団自体に帰属するのではなく、団体構成員の総有に属する。また「社団」自体に不動産の登記能力もない。要するに社団は、法人となることによつて、はじめて権利義務の主体となる能力—人格を法的に承認されるのであつて、人格なき社団は私法關係においても、また公法關係においても、法的には原則として権利義務の主体とはなりえないのである。これが日本の法体系の建前である。

しかるに原判決は、右原則に反しており、誤りは明白であるといわなければならない。

(2) 第二に、原判決は「私法上権利義務の主体たりえない人格なき社団に対し(租税法を含めて)公法がこれに権利能力を賦与するかどうかは全く立法政策の問題であり、民法上権利能力を有しない、したがって社団そのものとして所有権を取得する能力がない人格なき社団に対し、租税法上納税義務の主体となる地位を賦与しても(租税法の特殊性から)何ら差支えない」と判示した。

しかしながら、租税は、その本質上、納税義務者(又は一定の場合の徴税義務者等以下同じ)の有する財貨を国家がその権力に基いて徴収するものである。したがつてその前提として納税義務者となるべきものは、当然に財産を所有することができるものでなければならない。ところで現在の法体系において財貨を所有することのできるものは、人格者のみであり、人格なき社団はこれに含まれない。

原判決は、「租税法上においてはある社会的な事実の法的評価よりもその経済的評価を重視する」とか、「法律上、人格なき社団そのものに所有権を取得する能力はないけれども、社会的な現象としては人格なき社団がみずから財産上の権利を取得し、義務を負うような外観を呈しているから」とか「社会的な現象として人格なき社団そのものに帰属するものとみられる財産によつて納税義務を履行すれば足りるから」とかの理由で、権利の帰属關係—私法的法律關係と公法關係—租税關係とをいたずらに分裂させ、租税關係も結局は租税債権として納税義務者の私法的法律關

係、ここでは納税義務者に帰属するところの財産権を目的として成立しているものであることを忘れて了つたのである。

(3) 第三に、さきに述べたわが国における人格なき社団の法的取扱い原則からすれば、かりにこれに納税義務を課することができる場合においても、これに納税義務を課することはあくまでも別外なのであるから、わが憲法上の原則である租税法律主義に照らし、そのためには、その旨とくに明文の規定を必要とするべく解すべきであるにもかかわらず、原判決は右解釈に反し当該法規の解釈によつて定まる問題であるとしているのであつて誤つている。

(4) 第四に、もし労音のように会員の総体と離れて存在しない人格なき社団イコール会員の総体である人格なき社団について原判決のいうように入場税の納税義務があるとすると、つぎのとおり矛盾が現出する。

すなわち、原判決によれば、例会の主催者は、人格なき社団である労音そのものである。また会員全員は入場者であるとされる。

しかし、例会の主催者が人格なき社団である労音そのものであるといつてみたところで、労音は、労音を構成している会員全員そのものであり、これと離れて存在するものではない。

しかも、労音そのものは、人格なき社団として、法的には、所有権能力その他財産法上の権利義務の主体たりうる能力を欠き、したがつて原判決のいう労音自身の所有に属する財産であるとみられるものは、実は労音を構成している会員全員の総有に属するものである。

しからば、人格なき社団である労音に対する課税処分は、とりもなおさず労音を構成している会員全員に対するもの、会員全員の総有財産を引きあてとする課税処分である。

そうすると、労音の会員全員は、人格なき社団である労音の構成員として、労音（即ち構成員である会員全員）に対する納税義務を、自己の（総有）財産によつて負担することになる。

他方、原判決によれば、労音の会員全員は入場者であるとされるのであるが、入場税法は、入場税の納税義務者を「経営者」又は「主催者」とし、「入場者」としていないのであるから、入場者である会員全員は納税義務者ではない。

ところで、原判決が主催者であるとする労音の構成員は労音会員全員であり、原判決が入場者であるとする労音の会員全員と全く同じである。

右の次第であるから、原判決の論理に従えば、結局、労音の会員全員は一方で例会の主催者—納税義務者として、その総有財産によつて納税義務を負担する者であると同時に、他方で例会の入場者であるという事になる。

換言すれば労音の会員全員は、「入場者」であると同時に「主催者」—「納税義務者」という事になる。そうすると、納税義務者を主催者とし、入場者を納税義務者と規定していない入場税法に矛盾することになる。

二、控訴人らは人格なき社団であるから入場税法上の「主催者」となる資格がなく、したがつて入場税の「納税義務者」ではないことについて

原判決は基本的に立法論と解釈論を混同し、租税法律主義に違背する外、納税義務者と特別徴収義務者とを混同するなど重大な誤りを犯している。以下そのうち二、三の点についてのべればつぎのとおりである。

1、第一に原判決は「「主催者」の中に人格なき社団が含まれるかどうかは一見して明白であるとはいえない。」が、「明文の規定がなく」ても「人格なき社団が入場税の納税義務者でないと断定することはできない」と判示した。しかし、右判示は憲法上の原則である租税法律主義に反し、立法論と解釈論とを混同している。

日本憲法が採用している租税法律主義（第三〇条、第八四條）によれば、納税義務者、課税物件、課税物件の帰属、課税標準税率等の課税要件については勿論のこと、税徴収の手續も法律又はその委任に基く政令等によつて明確に定められていることを要する。したがつて、さきに述べた人格なき社団の法律上の地位とを併せ考へるならば、人格なき社団に入場税の納税義務を課するためには、少とも所得税法、法人税法のようにその旨の明文の規定を設けなければならない。

ところで入場税法上、人格なき社団が納税義務者であるとの明文の規定がないことは原判決も認めているところである。しかるに、原判決は「人格なき社団が納税義務者でないと断定することはできない」といつたばかりでなく、以下にのべるとおり理由にもならない理由を根拠に、これに納税義務ありと判示したのである。

したがつて、原判示は憲法上の原則である租税法律主義に違背する。

のみならず、原判決は入場税の実質的負担者を入場者であると独断したうえ、「納

税義務者を主催者と定めたのは単に徴税上の便宜に基くものであるから」「人格なき社団がこれに含まれるか否かはそれ程重要な意味をもたない」と判示した。しかし、その立法理曲が如何なるものであるにせよ、現行の入場税法上、納税義務者は明らかに「主催者」であり、そのいわゆる「実質的負担者」であるとされる「入場者」ではない。だから主催者は単に徴税上の便宜から納税義務者とされたといつてみても、ひとたび納税義務者とされた以上は、結局その者の財産によつてその課された義務（租税債務）を履行しなければならないのである。したがつてあるものが、本件の場合には人格なき社団が主催者に含まれるかどうか、したがつてまた納税義務者に含まれるかどうかは、そのものによつて極めて重大な問題であつて、それ程重要な意味をもたないものであるとは到底いうことをえず、軽々に「立法論」から飛躍して、これに含まれると解釈することはできないのであつて、もし、これを主催者に含めしめる必要がある場合、したがつてまた、これに納税義務を負わしめる必要がある場合には、租税法主義からいつてその旨明確に規定しなければならない。また、いくら徴税上、便宜だからといつて明文の規定（明文の法的根拠）もなしに、人民一本件の場合には人格なき社団に対し、義務一本件の場合その最たる納税義務を課することができるとなすことは、立法論と解釈論を混同するものであつて到底許されるものではない。

要するに、人格なき社団が入場税法上、納税義務を負うか否かは一にかかつてこの「主催者」に人格なき社団が含まれるか否かによつて決まるのであり、それは、租税法主義の建前からして明文の規定の有無によつて決まるべきものであり、立法論によつてこれを左右すべきものではない。

しかるに、原判決は人格なき社団に納税義務を負わせる明文の規定がないのに、前記立法論を理由に、人格なき社団が「主催者」に含まれ、したがつて納税義務者であると解釈したのであり、これは前記租税法主義の原則に照らし、明らかに誤つてい

2、第二に原判決は「入場税の実質的負担者は入場者であり」「主催者は徴税の便宜上納税義務者とされた」ものであるとし、それを根拠に事実上納税義務を特別徴収義務、したがつて納税義務者と特別徴収義務者とを混同し、入場税の納税義務者をあたかも特別徴収義務者の如くに論じ、そこから「主催者」について、法人格の有無を問わないから、人格なき社団もこれに含まれるものと解すべきであると結論している。

しかしながら入場税法上、主催者は明白に納税義務者であつて特別徴収義務者ではないのであるから、右判示は誤つてい

「入場税の実質的負担者は入場者である」との判示についていえば、自由競争が行われている以上入場税を入場者に転嫁することができない場合には、実質的にも「主催者」がこれを負担せざるをえないことは自明の理である。一方、入場税法は、かかる転嫁の有無にかかわらず、主催者を納税義務者と規定しているのであるから、法の建前上は、主催者は納税義務者であると同時に入場税の実質的負担者でもあるといわなければならない。

以上のとおり、主催者は、納税義務者とされていても実質的には特別徴収義務者と同じであるとの誤つた前提に立つて、主催者の中に人格なき社団が含まれると解すべきであると判示した原判決は誤つてい

のみならず、仮に原判決のとおり、入場税法上の主催者、つまり納税義務者が実質的に負担しているのは特別徴収義務であつたと仮定したとしても、特別徴収義務であれば、これを課するについて明文の規定を必要としない訳ではない。特別徴収義務もこれを怠つた場合には、当該義務者の財産に対し強制執行が為されるなど、納税義務にも匹敵する重大な義務なのであるから、これを課するためには、これまた明文の規定を必要とするのは租税法主義からいつて極めて当然のことである。したがつて、仮に主催者の負う義務が実質的に特別徴収義務であつたとしても、それをもつて「主催者」に人格なき社団が含まれると解釈すべき根拠となすことはできない。

3、第三に原判決は「第八条第一項の免税規定の別表上欄に人格を有しないものが多いと考えられる学生、卒業生あるいは社会教育関係等の団体が掲げられていることをもつて人格なき社団にも入場税の納税義務があるとなす根拠にしている。しかし、入場税法上納税義務者に関する基本的法条は同法第一条ないし第三条であつて、これを補充しているのが第二三条および第二五条ないし第二八条の規定であつて、これ以外に納税義務に関する規定は存在しない。納税義務に関する基本的な法

条で権利能力のない社団を納税義務者として明記していない以上、権利能力のない社団は納税義務者ではない。別表はこの性質上基本法条をうけてそれに基いて定められたものである。

したがって別表によつて基本法条が修正される道理はない。しかも別表は免税興行に関する規定に附属しているものであつて、納税義務者を定める条文に組み入れられているものではない。だから社会教育法の適用についてはともかく、入場税法の適用については別表にいう「社会教育関係団体」等とは、そのうち権利能力を有する団体だけに限られると解すべきである。何となれば、右別表には「社会教育法第十条の社会教育関係団体」等と規定されているだけであつて、権利能力のない社団までが入場税法の納税義務者であると明記されているわけではない。社会教育法第十条は「この法律で『社会教育関係団体』とは、法人である」と否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定しているものである。社会教育法において、権利能力のない社会教育関係団体が同法の適用対象とされているのは、同法の性格、内容からいつて当該団体が法人であるかどうかを問題にする格別の必要はないし、また、同法の適用対象が法人であるか否かを問わず、社会事業を行なうことを主たる目的とする団体に広く及ぶことはむしろ望ましいことだからである。

そういう団体が入場税法第八条別表上欄に掲げられているからといつて、ただちに、入場税法第三条の「主催者又は経営者等」のうちに「権利能力のない社団」を含むということとはできない。なぜならば、租税法は社会教育法の立法趣旨とは全く異なり、国民に与えるための法規ではなく、一方的に奪いとり何等の反対給付も与えない法規だからである。租税法規にあつては、その性格からみて、いささかの疑義の存在も許されないし、行政庁による恣意的な拡張解釈や類推解釈も許されない。このことは、租税法律主義の中核命題—「明確の原則」—が要請する帰結である。

この原則に従うならば、社会教育法第十条の社会教育関係団体の範囲は、自ら限定されねばならない。即ち、同条にいう社会教育関係団体の範囲が、自動的にすべて入場税法の納税義務者でなく、明確に納税義務者と定められたものだけが、納税義務者となるのである。（換言すれば、入場税法は個人および法人）を納税義務者としている関係上社会教育関係団体であつても、それが法人である限り納税義務を負うるので、社会教育法との関連から第八条別表上欄にかかる団体に対しては免税する旨を規定しているのである。したがつて、入場税法第八条別表上欄により免税の扱いを受けるのは、社会教育関係団体のうち、法人格を有するものだけであり、法人格を有しないところの団体は免税の扱いを受ける迄もなく、もともと納税義務がないのである。）しかして、入場税法の納税義務者に関する基本法条は、同法第一条乃至第三条であり、それに、入場税法が納税義務の承継（第二三条）および両罰規定（第二五ないし二八条）についてともに人格なき社団をその対象としていないこととを併せ考えれば、入場税の納税義務者は個人又は法人に限られると合理的に解される点からしても明らかである。要するに、社会教育法上、「社会教育関係団体」とは法人であると法人でない団体であるとを問わないのであつて、他の法律とくに税法の領域、例えば前記別表上欄第四の「社会教育関係団体」の解釈に、嘴を入れているのではない。

また、「児童、生徒、学生、又は卒業生の団体」は、必ずしもそのすべてが法人格を有しているとは限らないことは原判決のとおりであるけれども、だからといつて、それを理由に人格なき社団にも入場税の納税義務があると為すことは誤りである。何故なら、この「児童、生徒、学生、又は卒業生の団体」とは、法人格を有する場合のみについて同法第八条が適用されるものと解することができるし、また解釈しなければならぬからである。このことは、税法上の納税義務者に関する規定は明解に規定さるべきであり、その規定は厳格に解釈すべきものである、との租税法律主義の建前からすれば当然のことである。

しかるに原判決は入場税法第一条乃至第三条、同法第二三条、同第二五条乃至第二八条の規定の連繫解釈から離れて、免税に関する前記別表上欄第一及び第四の規定から機械的に解釈し、これを人格なき社団について納税義務を認める一根據としたのである。したがつて右判示は納税義務者に関する規定の理由なき類推、拡張解釈であり、納税義務者に関する規定の類推、拡張解釈は憲法第八四条の規定に違反して許されない。

なお、原判決はその他「公平の原則」云々を判示したが、これこそまさに立法政策

の問題であろう。もし人格なき社団に納税義務を認めないことが右原則に反するといふのであれば、その当否はともかく、所得税法、法人税法、相続税法でそうしたように、その旨の明文の規定を設けて訂正すればよいのである。それなきに拘らず、右の理由で明文の規定がないのに人格なき社団に納税義務を負わせることはできない。

4、つぎに原判決は、「入場税法第二三条および第二八条はいずれも納税義務者を定めた規定ではなく、単に徴税の実効を期するために設けられた規定であるから、かかる規定において人格なき社団がその規則の対象に加えられていないからといって、また、原告ら主張のような入場税法第二八条改正の経緯があつたとしても、このことから人格なき社団が入場税法第三条の納税義務者に含まれないものと結論付けることはできない。」と判示した。

しがしなから、「徴税の実効を期するために設けられたとされる規定」に人格なき社団がその規制の対象として含まれていないという事は、とりもなおさず、入場税法が、人格なき社団を納税義務者として予定していないことを示すものであると解釈すべきである。

のみならず、「入場税法第二八条改正の経緯があつたとしても、このことから人格なき社団が入場税法第三条の納税義務者に含まれないものと結論付けることはできない」との判示は、右改正の経緯からしても誤りである。

5、最後に、この「主催者」に人格なき社団が含まれるかどうかについては、これに含まれるとも、また、これに含まれないとも、明文の規定がない。

したがって形式論理的には、双方に解釈できる余地がある。

かかる場合において、原判決は結局これに含まれるものと解すべきであると判示した。

しかしながら、前述した人格なき社団のわが国における法的取扱い原則、ならびに租税法律主義の原則からして、かかる場合には国家権力に不利に、人民に有利に解釈すべきである。何故なら租税法律主義は法律による明文の規定なしに人民に納税義務を課することを禁ずる趣旨であり、「法律なければ刑罰なし」とされる罪刑法定主義とともに日本国憲法が保障する基本的人権の重要な柱の一つであるからであり、他方国家権力がこれに対して納税義務を課することを必要とする場合にはその旨を明確に規定しさえすれば（即ち法律改正を行いさえすれば）よいからである。従つて、これが為されていない場合（明文の規定がない場合）にはこれを消極的に解すべきことはむしろ当然のことであろう。

以上のとおりであつて原判決はここにおいてもまた誤っている。

三、本件入場税賦課処分の対象となつた控訴人らの例会は入場税法第二条第一項の「催物」に該当しないから、控訴人らは同条第二項の「主催者」ではなく、また同条第三項の「入場者」および「入場料金」も存在しないことについて

原判決は「入場税法上の「催物」とは音楽等を多数人に見せまたは聞かせるものであるから、音楽等を多数人に見せまたは聞かせる側の者と、それを見たり聞いたりする多数人の存在を当然の前提とする概念である」ことを認めたと、え、「労音の例会は、個々の会員とは別個独立の社会的存在である労音自身が会員である多数人に見せまたは聞かせるために主催したもので、入場税法上の「催物」にあたり、したがつて労音は「主催者」に、会員は「入場者」に、会費は「入場料金」に該当すると判示した。

しかしながら、労音および例会の性格、実態からして「例会」は入場税法上の「催物」に該当しない。

1、第一に、労音の性格、実態からして労音は個々の会員とは別個独立の存在ではなく、会員およびその活動の総体であり、会員と離れて存在できるものではない。そこで、労音の性格、実態を、主として東京労音を例にとつて説明すれば、別紙「労音の実態」のとおりである。

右に述べたとおり、労音は既成の諸団体には全く当てはまらない、行動的団体、運動体である。そこでは会員をぬきにして別個の労音は存在しないのである。

しかるに、原判決は労音は個々の会員とは別個独立の社会的存在であると判示した。

しかし、その根拠の一として原判決が挙げている、「業務運営方針が総会によつて決定され、委員会あるいは運営委員会によつて具体化される。」ということは、会員自身がこれを決定し、具体化することと何ら変りはないのである。何故ならさきに述べたように総会は会員全員の委任を受けた代議員および委員によつて構成されるのであるから、右決定そのものは結局会員自身が代議員、委員を通じてこ

れを為したことになる、また委員会および運営委員会も右総会によりその委員の選出が為されるのであるから、これ又右と同じ意味で会員自身がそれを具体化する権利と義務を右委員に委任したことになり、結局、委員を通じ会員自身が具体化したことになる。

のみならず、右業務運営方針の具体化は、ただ単に委員会や運営委員会のみで為されているのではなくさきに詳しく述べたように会員自身がこれに参与しているし、また参与しなければ為しえないのである。

また、根拠の二である、「右の次第で具体化された業務運営方針を執行するのは運営委員会或いは専門部会である。」ということについていえば、これらの委員会および専門部会が右執行について一定の役割を果すことは間違いないけれども、さきに述べたように会員自身がこれを担当するのだから執行自体不可能であるのみならず、これら委員会等の委員も結局は会員自身の委任にもとずいて会員自身に代つてこれを為しているのであり、したがって会員自身がこれを為しているのと本質的には変りはない。

さらに根拠の三の「会員の納入した会費は事実上労音に帰属し、その管理するところとなつていゝ。」ということも、右の会費は厳密に言えば、事実上もまた法律上も労音に帰属するものではなく会員全員の総有として、それを会員全員の委任に基いて委員長らの委員が会員全員のために、その委任の趣旨に従つて管理しているにすぎないものである。

いいかえれば、労音の「代表者」は、労音の会員全員を代理して、会場等を借り受ける契約や出演者との契約等を締結し、会員全員が拠出し、委員、長等の委員等にその保管を委任しているところの経費の分担金でもつて委員、長等が会員全員に代つて関係諸経費の支払を為しているのであり、会員が醸出した会費は直ちに労音自身の帰属となつて委員長らは会員とは別個の労音自身の代表として諸種の契約を締結し、関係諸経費の支払に充てているわけではない。

原判決は、以上検討したところから明らかなように、結局労音が社団であることから、直ちに、労音は個々の会員とは別個独立の存在であると結論しているものといわざるをえない。

一般に社団は構成員から独立した独自の存在であり、構成員の意思とは別個の独立した意思をもつ、といわれているが、その意味は構成員に増減変更があつても社団は構成員の変更にかかわらず同一性を継続するものとみなすべきであり、又多数の構成員の意思と異つた意思を有する少数の構成員があるときは、多数者の意思を以て社団の意思として取扱おうという擬制、あるいはそのように取扱うとの約束を、別の言葉で表現しただけのことであつて、それ以上の意味を有するものではない。従つて偶々、右のような意味で社団の、法律的性質が説明されているからといつて、その意味を全然別個の事柄の解釈に用いるのは誤りである。

労音の会員は、よい音楽を安く聞き、音楽を通じて、国民文化を向上させたいといふ目的で、実費を醸出しあい、会員が協力して音楽家をよび、例会場を設営して音楽を聞いている。この場合に、労音の会員は、会員から独立した存在である社団というものを相手として交渉し、社団と何らかの取引をしているわけではない。このような労音の会員の活動自体から見れば、社団は会員から独立した別個の存在ではない。否むしろ、労音の会員という仲間の他に、何ら独立した存在はないのである。

要するに、労音という団体は、会員の全体および会員の日常の労音活動の総体であつて、会員の全体会員の日常活動を別にすれば労音の存在は考えられない。すなわち、労音の会員を別にして労音は存在しない。(なお、若し労音が人格者たる法人であるならば、右の如くいゝ得ないかも知れない。何となれば、会員とは別に人格者たる労音が存在し、権利義務の帰属主体となるからである。すなわち、会員の総体との連関を(外部的には)捨象されて、単一体としての労音自体が権利義務の帰属主体となり、所謂機関は会員とは別個の法的人格者である労音そのものの代表者として、直接法人として労音を代表することになり、労音の構成員である個々の会員の全体は、法的には表面に現われることはないからである。しかし、労音は人格者ではない。)

以上のとおり、労音は個々の会員とは別個独立の存在ではない。

2、第二に、労音の例会は入場税法上の「催物」に該当しない。

入場税法は、一定の自然人又は社団が自己以外の外部の第三者に対して、見せたり聞かせたりするところの催物を主催し、その第三者から入場料金を領収することを課税原因としているのである。

この点については原判決も「催物」とは・・・・・・音楽等を多数人に見せ  
または聞かせる側の者とそれを見たり聞いたりする多数人の存在を当然の前提とす  
る概念であるとしてこれを認めている。  
右によれば、音楽等を聞かせる側の者とこれを聞く側の双方とが存在せず、自ら音  
楽会等を開いて自らがことを聞く場合には「催物」に該当しない。  
いいかえれば音楽会等の主催者が主催者以外の者に対してこれを聞かせるものでな  
ければ、即ち、音楽会等の主催者が主催者を構成する者に対する対内活動としてで  
はなく、主催者を構成する者以外の者に対する対外活動としてこれを主催するのでな  
ければ「催物」には該当しない筈である。  
ところで、労音が、その運動の一環として例会を開き、会員が見たり聞いたりする  
ことは、労音の構成員である会員を対象とした内部的活動である。すなわち、労音の  
の例会内容（主演者たる芸術家を誰にするかも含まれる）は、さきに述べた活動の  
積み重ねの一環として形成される。その作り上げられた内容の例会を行なうため  
に、労音のサークル員であると同時に会員全体の奉仕者である役員が芸術家と種々  
交渉し、また会場を借受ける交渉をなす。例会会場の設営等を会員がなし、例会の  
上演に一部の労音会員が参加することがあることは前述した。しかも労音の例会に  
参加し得るものは、労音の会員のみであつて、会員ではないものは、例会に参加す  
ることはできないのである。このように、労音の例会は、会員各自が共同して行な  
い、会員各自が見たり聞いたりしているものである。会員に見せたり聞かせるため  
に例会を行なっている者はいない。したがつて、労音の例会は入場税法上の「催  
物」ではない。

(1) ここで労音が人格のない社団であることとの関係に触れてみよう。  
人格のない社団にあつては、個人の集団であるという意味の集団性と、団体として  
の社団性と二重の側面をもっている。この二重の側面の内、どの側面が強く現われ  
るかは事柄によるのであつて一概には云えない。  
集団について社団性を論ずる意味は主として右集団と取引関係に立つ第三者との取  
引の安全の保護からである。即ち、構成員の増減変更にかかわらず集団の同一性の  
確保、集団の代表者との取引に於て各構成員よりの授權を証する委任状等を要せ  
ず、代表者たることを確認すればよいと云うことなどがそれである。民訴法第四六  
条も又、その趣旨である。  
集団の内部活動に付ては、これに反して、集団の社団性はさしたる意味をもたな  
い。構成員が社団と対立した関係に立ち、外部関係におけると同様対立当事者的関  
係に立つた場合は外部関係と同趣旨で社団性が役割を演ずるけれども、社団内部の  
利害関係の対立のない、合同行為的關係に付ては、社団性はその役割をもたない。  
此の關係では集団性が意味をもつてくる。社団性との關係は代表者等の役員活動  
の法律的性格にも影響する。社団性の側面より見た役員活動は、社団の機関と呼  
ぶことができる場合であり、集団性を基調とする内部活動に於ては、役員活動  
は、他の会員と同一の立場にたち、同一の目的に向つて協力し合う、云わば合同行  
為の中の一部であるにすぎない。労音の例会活動は正に、この内部活動であり、合  
同行為であり、此所にまで社団性を導入することこそ、事実に対する法律の適用を  
あやまるものである。労音はそもそも内部的な音楽活動を主とする集団で、外部  
的な取引關係は、右活動に付随するものに他ならないから、そもそも性格に於て集  
団性が強い。我々が労音の実体に付て詳細な主張を行い、サークル活動、地域活  
動、例会活動等々に付てのべているのは、これらの活動の合同行為性即ち会員相互  
が共通の目標に向つて協力し合う行動であり、役員と会員との法律上の對抗關係が  
なく、云わば純粹の内部活動であり、それを規律するものは集団性の原則である  
ことを明にするためである。

而して例会活動と云うのは、此の労音の多面的な内部的な合同行為的諸活動の内  
の一つであることを明にするためである。  
かように控訴人ら労音の社団性と關係なく例会は存在するのであつて、原審証人A  
および当審証人Bの各証言によれば、東京労音および仙台労音において労音創立以  
前に例会が行なわれたことが認められるのである。これらの例会は東京労音や仙台  
労音が主催したものということはできない。この段階では労音としての規約も代  
表者等の役員も存在しないからである。労音の創立前の例会の実態が創立總會を  
経ることによつて変化するものではない。控訴人らが、創立總會によつて労音の  
社団性が確立される前後にかかわりなく例会の開催が会員全員の内部的合同行為  
であり、その実態においても法的評価においても何らの変りがないと主張する所以  
である。  
(2) そして、昭和三六年に、控訴人らが全国の他の労音とともに、発足以来の

労音の組織原則、目的、任務、成果を総括して、確認決定した労音運動の基本任務には「その組織原則はサークルの活動を基礎にした民主的運動である」とうたわれているが、右のサークルの活動を基礎にするということは、労音の組織が達成する努力目標ではなく、労音の組織が現実に達成していた組織上の原則を表現したものである。

控訴人らは実際にサークルの活動を基礎として発足したものであり、発足後サークルの活動をますます強化している。サークルの活動を基礎にするということは、それぞれのサークルの活動を基礎にするということだけでなく、多くのサークルが交流し、協同して活動する地域活動をも基礎にするということである。控訴人ら労音においては、サークル活動と地域活動は密接不可分の関係にあり、サークル活動なくして地域活動は存在せず、地域活動によりサークル活動の内容は拡大されているのである。控訴人ら労音におけるサークル活動および地域活動の意義役割その活動の内容について控訴人東京労音の例を述べたが、これは控訴人らに共通している問題である。このように、労音とは、サークル活動と地域活動の総体乃至はサークル組織と地域組織の総体であるということが出来る。個々の会員と別個独立の社会的存在である控訴人らというものは存在しないのである。

(3) ところで、原判決のように、社団としての労音が会員等に音楽等を見せまたは聞かせている、すなわち社団が例会の主催者としての法的評価を受けるべきものとすれば、社団は社団の機関を通じて具体的行動をなすのであるから、社団の役員ないし機関構成員が会員に例会を見せる等しているということにならざるを得ない。

しかし、控訴人らにおいては、原判決が機関の構成員とみていると思われる、委員長、副委員長、運営委員（さらには委員および総会構成員）は、すべて控訴人らの会員であり、控訴人らの開催する例会を見たり聞いたりしているのである。控訴人らのうち、地方の小さい労音では月一回、一種目の例会を開催するのみであるが、この例会においては、委員長、副委員長、運営委員、委員、事務局長、総会構成員、その他の会員が一堂に会して（そこには集団としての労音そのものが存在する。）見たり聞いたりしている。これらの者に対して例会を見せたり聞かせたりしているところの、個々の会員から独立した別個の社会的存在である労音（控訴人）は存在しないのである。

この点を重ねて説明すれば、控訴人らの例会が、控訴人らにおいて会員である多数人に見せまたは聞かせているのであるならば、控訴人らの意思、すなわち機関としての意思が自ら見たり聞いたりする目的でなく、会員である多数人に見せまたは聞かせさせる目的のものでなければならぬ。その場合は、機関たる役員が会員である多数人から入場の対価を領収することとなり、機関たる役員は入場の対価を支出する者でないこととなる。この、役員が入場の対価を支出するか否か、入場の対価を領収するか、否かは、会員たる多数人に見せまたは聞かせ意思を有するか、否かを決定する要素となるのであるが、役員はすべて他の会員と同様に会費を納出しており無報酬であるだけでなく毎月数千円の金員を労音の活動のために支出しているのである。会員の納出した会費は控訴人の機関たる役員が領収するものでないことはもちろんである。従つて、控訴人らの機関たる役員には会員たる多数人に例会を見せまたは聞かせる意思はなく、自ら見たり聞いたりする意思である。

しかも、これらの役員は、機関構成員であると同時に地域やサークル活動家であり、労音の組織原則から言えば、機関構成員としての活動は地域やサークルの活動家としての活動と併存しているのである。換言すれば、機関構成員としての活動は、機関構成員としての機能と地域やサークルの活動家としての機能とが密接不可分に統一されているのである。原判決はこのことを見落とし、右両者の機能を機械的に分離できるものとして、控訴人ら労音の例会は委員長、副委員長、運営委員会等の機関又は機関構成員が、会員に見せ又は聞かせているとの見解をとつているのである。

(4) そして、控訴人らの例会は、個々の会員とは別個独立の社会的存在であるところの労音の機関である総会、委員会、運営委員会等により上演種目は決定され、会員に見せたり聞かせたりする「催物」ではない。

労音の所謂例会作りについては、サークル例会、地域例会、労音全体の例会につき控訴人らの一、二審の多くの証人が証言している。多くの証言の内容を要約すると次のように言うことができる。

(イ) 労音では、サークルの職場例会や地域例会が持たれている。サークルの職

場例会が持たれないサークルや、サークルの職場例会を持たない労音でも、地域例会は一般に持たれている。サークル例会は、サークル員が企画運営して開催し、サークル員が見たり聞いたりするのである。地域例会は地域サークル員が企画運営して開催し、地域のサークル員が見たり聞いたりするのである。このことは疑問の余地はないであろう。労音全体の例会は、サークル例会や地域例会を労音の規模に拡大したもので、労音の全サークル員が企画運営して、全サークル員が見たり聞いたりするものである。サークルの職場例会や地域例会の企画運営と労音の例会の企画運営との間に本質的な相違はない。

(ロ) 労音の例会の企画運営を一般的に表現すれば、次のような経過をたどっている。

(a) 労音の例会の年間企画は毎年五月頃の定期総会において決定される。しかし年間企画の概要は相当前から場合によると一年位も前から準備される。全会員の希望が満されるよう配慮するため一斉にアンケートが行われる。それだけでなく企画の内容につきサークルで討議し意見を出し、サークルの意見は地域でも討議される。アンケートやサークルの意見は、誰がよいとかどの楽団がよいとかのように出演者名として出たり、オーケストラ・オペラ・バレエ・シヤンソン・歌謡曲などと音楽の分野別に出たり、希望する年間企画として企画を組んだのが出たり、誰だけが是非聞きたいとか、ベートーベンの第九は是非聞きたいというように出たり、整理せずに希望を雑多に挙げたのが出たり、抽象的に非常に楽しいのがよい、出演者と会員が交流できるものがよいというように出たりする。

これらの意見は地域で討議され、出演者別、分野別に整理される。毎年秋頃各地域で一斉に地域会議が開かれ、具体的に出演者別、分野別にまとめられる。

このように、アンケートに答え、サークルの意見が出され、地域で討議するのは、会員が自ら例会を作り上げる意思があるからである。若し原判示のように、例会は労音から見せられたり聞かせられたりするものであるならば、会員はアンケートに答え、サークルの意見を出し地域で討議することはしないであろう。

(b) 地域会議でまとめられたものが、委員会に提出される。委員会としても整理し、全会員の希望にかなうように肉付けされる。会員からは、毎月の例会でアンケートがとられているので、その希望も参考に検討される。そのようにして企画のプランを作り、これを全会員に問うために再度アンケートをとる。その結果によつて全会員の意見が判るので、委員会は希望の多いもの一部会員から熱心に要求されているもの等を考慮して例会企画をまとめる。しかし、財政の状況もあるので、オペラ・バレエ・ミュージカルを一年間続けることもできない。

(c) 委員会の討議と平行して、専門部である企画部では、委員会の作る企画案の下準備として、素材を提供する。企画される例会が果してその労音で出来るかどうかという問題を調査する。また、出演者が病気でないか、海外旅行をしないか、他に出演するのでないか、どのような曲目をやつてもらえるか、他の労音の例会での評価等を調べ、出演者の持ち味、その労音でやる場合その出演者の何を強調すればよいかを知るためレコード・テープ・出版物などの資料を揃える。右の委員会や企画部の構成員は機関構成員としての機能と、地域やサークルの活動家としての機能とを統一したものとして、企画をまとめ、調査しているのである。

(d) このようにして、委員会で例会の年間企画を決定し、これを総会の議案書に掲載し、議案書は総会の約一ヶ月前にサークルを通じて全会員に配布される。全サークルで例会年間企画が討議され、その討議はさらに地域会議でも討議され、地域で意見をまとめて、代議員を通じて総会に反映される。このようにして例会年間企画は総会において決定される。

(e) 例会の年間企画は総会で決定されるが、それが毎月の例会として実施されるまでには、サークルや地域から、諸種の意見や希望が出され、委員会や企画部で具体化されるのである。

(f) 右は一般的な例会の年間例会企画を作るあり方であるが、労音が新しくオペラやミュージカルを創作する場合は、勿論専門家と協力するが、台本がすべてのサークルに配布され、サークル員が討議し、地域で話し合い、台本を訂正することを委員会や企画部に申入れることもあり、このようにして会員も創作に参加するのである。創作の場合には出演者は試演のため会員の前で演出するが、会員は出演者に対して意見や希望を出すのである。創作の場合は「例会の企画運営は私達の手で」「文化人、音楽関係者と手をつなぎ国民音楽の創造」という労音の綱領が実際に行われるのである。

この点につき原判決は「例会における上演種目は、総会において決定された基本方針に基づいて委員会あるいは運営委員会が具体的に決定する」「上演種目の決定そのものは原告らの機関である総会、委員会、運営準委員会等によつて決定されている」と判示した。

しかし、総会において決定される基本方針とは、例会の年間企画であり、年間企画がどのようにして決定されるかは前述した。この年間企画は、基本方針というようにな抽象的なものでなく、もつと具体的な年企画である。それは総会において総会出席者のみが内容を決定するものでなく、サークルや地域の討議の結果が委員会から総会に提案されるのであり、総会はサークルや地域の討議の結果を承認することにより等しい。上演種目を総会が決定するという原判示は実態を忘れた形式論理に過ぎない。この年間企画はあくまで年間の予定の企画であり、数ヶ月乃至一年も前からその出演者に、何時、何処で何を出演してもらう等のごことが決定されるものでもない。また、上演種目の内容について言えば多少具体性のない場合があるかも知れない。それは多数の会員の要求を容れるためには抽象的とならざるを得ないからである。それを具体化する為に、総会後においてもサークルや地域の意見を参考にし、委員会や運営委員会が煮つめるのである。このことを、労音の機関は会員全員の意思を集約統一し、その統一された意思に基づき労音運動（この場合は例会運動である）を会員全員が実践することができるようになるための手段であると前述したものである。委員会や運営委員会は会員の意見や希望に基づき企画の内容を具体化するものであつて、会員の意見や希望を無視して独自に決定するのではない。このことを、委員会や運営委員会が上演種目を決定するという原判示も亦実態を忘れた形式論理である。

労音の上演種目の決定そのものは、控訴人らの総会、委員会、運営委員会等により決定されるという原判示は、控訴人らの組織運営の実態を無視した事実誤認である。

労音の例会は、サークルや地域で討議され、会員自身により、自分達が見たり聞いたりするために、作り上げられるものであつて、総会、委員会、運営委員会によつて作り上げられるものではない。この点からみても、例会は個々の会員から別個独立の社会的存在であるから労音から見せられたり聞かせられたりする「催物」でないことは明らかである。

(5) 労音の会員は、個々の会員と別個独立の社会的存在であるところの労音の存在を認めておらず、例会は別個独立の社会的存在である労音から見せられたり聞かせられたりしているものでなく会員が全員して自主的に作りあげたものであり、会員自身が見たり聞いたりするために開催するものと確信しているし、事実そのとおりである。

控訴人らの例会における会場の設営、運営等は会員の手によつてなされているのであつて、会場の状態によつては椅子を並べ、照明係りとなり、マイクを担当し、受付をなし、或は演奏家を接待しその送り迎えをなし、楽器等を運搬し、後片づけをする等楽屋裏の仕事はすべてサークルすなわち会員が担当している。

そして、控訴人らの例会で会員が出演して歌い、踊り、楽器を演奏することも一般的に行なわれているところである。

そのほか、控訴人らの会員は会員拡大のために活動し、労音の財政上の赤字の補填や事務局長の活動費を援助するためにカンパし、例会に出席できないにもかかわらず会費を醸出する等している。

原判決が判示するように、会員が単なる「入場者」であり、会費が「入場料金」であるならば、会費を醸出した会員に前述したような活動を期待し得ないはずである。

四、控訴人らはなんぴとからも「入場料金」を「領収」していないことについて原判決は、労音の会費につき、「労音の会費は一面会員が会員たる身分を取得し存続させるための条件ではあるが、他面例会における音楽等を観賞するための入場の対価たる実質をも有するから入場料金に該る。」と判示した。

しかしながら、判決自体においてさえ、会費に二面的性格を認めている以上、これに入場の対価性を認めること、ことにその全部についてこれを認めることができる」とした点は明らかに誤りである。

第一に例会は労音の多種多様な運動の一部であり、労音運動費用の分担金である会費のすべてがこれにあてられているわけではない。

労音の運動が多種多様なものであることは、四でのべたとおりであり、本件で問題となつている例会は労音運動の一部である。これら多種多様な運動に要する費用

は、労音の会員が醸出する会費により賄われており、会費は労音運動費用の分担金である。したがって、会費のすべてが、例会費用にあてられている訳ではなく、相当の部分が例会以外の諸活動の費用にあてられている。

それは例えば東京労音の場合においては、(イ) 機関紙等の発行費用

機関紙「ひびき」は月刊であり全会員に配布している。

「ひびき」には労音の運動全般に関する記事や会員の投書等が記載されている月刊雑誌である。

「ひびき事前版」も月刊であり、サークルに一部宛配布している。これには例会の内容の予告解説等も記載されている。

(ロ) ステッカー、チラシ、署名用紙、パンフレット、テキスト等の作製費用。これらは例会に関係あるものではなく、主として、原告の内部の組織、宣伝、学習、研究等のためのものであつて、必要に応じて作製され、サークル、会員に配布される。

(ハ) その他の組織活動費用

全国各地の労音は、地方毎に、また、全国的に統一的に活動している。また労音においては労音の内部の各地域サークルに対して、地域の運動費用として毎月会費の一部をあてている。さらにまた、労音の運動全般の事務を処理する為に事務局があるが、事務局の活動のために費用を要することは言うまでもない。以上のとおり、例会費用以外に右費用等にあてられているのである。

したがって、会費のすべてについて(例会の)入場の対価性を認めることはできない。

第二に、右実情を反映して税務当局自身、労音に対して、昭和三八年一二月以前においては、所謂「経費課税」を為していた事実がある。このことは、税務当局自身労音の会員が醸出する会費のすべてが例会費用にあてられているのではないこと即ち、会費のすべてが入場の対価性を有するものではないことを認めていたことを意味する。

即ち、昭和三八年一二月以前における労音に対する入場税課税の課税標準は「直接その個々の催物に要した経費、例えば会場借上料、入場券、ポスター等印刷費等の合計額を、当該会場に通常入場させることのできる人員数で除し、これをその催物についての一人一回の入場料金とする」ものであつた。これは所謂入場税法第七条の規定に基く経費課税である。これによると労音が例会を開催するにつき直接に要した経費合計額が税課標準算定の要素となるのであるが、この経費合計額が会費全額の合計額より遙かに低額であることは疑問の余地がない。

したがって、原判決が少くとも会費のすべてについて入場の対価性を認めたのは誤りである。

以上の諸事実は要するに、労音の会費を入場料金とみることの誤りを如実に示しているものである。

そして、会費が入場料金ではないことを別の角度から説明すれば次のとおりである。

すなわち

(一) 控訴人らの労音運動に資金を必要とすることは当然である。この資金となることを承諾して機関構成員であるか否とにかかわらず会員は会費を醸出して醸出する。この醸出した金銭は労音を構成する会員全員の総有とたる。労音は個々の会員とは別個独立の社会的存在であると極言した原判決でさえも「その取得した財産は法律的には構成員に総有的に帰属する」「法律的には構成員全員の総有に属する財産」と判示しているのである。

原判決はその理由二の(四)において「会場賃借料、出演料、事務局員への給料、賞与等もすべて右の会費によつて支払われている」と判示しているが、正確に言えば醸出された会費であつて会員全員の総有となつた金銭から支払われているという意味である。そこで問題となるのは、機関構成員を含めて会員全員の総有となつた金銭から賃借料や出演料が支払われる会場や出演者と、会員全員とは、どのような法律関係となるかということである。賃借した会場は会員全員が総有的に使用権を有するのであり、出演者に対しては会員全員が総有的に出演という行為請求権を有するのである。現に原判決も「人格なき社団は機関たる代表者の行為によつて対外的に団体として行動し、第三者と取引関係を結び、社団の名において構成員全体のために権利を取得し義務を負担する」(判決理由二の(一))と判示しているが、構成員全体のために権利を取得するとは、構成員全員の総有的に権利を取得するという意味である。労音の会員全員が会場や出演者に対して総有的に権利を取得する

ということ、会場の賃借契約や出演契約が締結された以後に会員となつた者も総有的な権利者となることを意味する。

(二) 出演者や会場と会員全員との法律関係は右に述べたとおりであり、会場の賃借契約は会場の所有者と会員全員との間に、出演契約は出演者と会員全員との間に締結される。例会は、この契約上の義務に基き、会場の所有者は会員に会場を使用させ、出演者は出演し、この契約上の権利の行使として会員は会場で出演を見たりに聞いたりするものである。そこには、入場税法上の「催物」の「出演者」と「入場者」との間の興行における入場券の売買は存在しない。労音の会員が会費を醸出して交付を受ける整理券は、例会に参加することができる会員であることの証明書であり、入場券の前売券ではないことは、明らかであろう。

(三) 原判決は、判決理由二の(五)において、会費は「入場」の対価である趣旨を判示している。この判示が誤りであることは既に明らかである。原判決の言わんとする意味が、経済的側面からみて、会費、会員が例会に参加するための分担金であるという趣旨であるならば、これも誤つた判断である。控訴人ら労音は例会のみでなく多種多様な活動を行つており、労音運動のその費用を支出していることは、控訴人らの一、二審の証人の証言により明らかにされている。労音の事務所の家賃、光熱費、事務局員の活動費、各種機関紙の発行費、通信費、事務費、総会、その他学習会等の会場費、学習や研究等の資料費、出張費、講師費に対する謝礼、地方労音連絡会や全国労音連絡会に対する分担金、サークルや地域の活動費の援助等々数えあげられない程の費用を支出している。この費用は、醸出された会費で会員全員の総有となつた金銭から支出されているのである。従つて、経済的側面からみても、会費全額が会員が例会に参加するための分担金であるということとはできない。

五、本件入場税賦課処分の対象となつた控訴人らの例会の一部は入場税法第二条第一項の「興業場等」において開催されたものではないから、右例会への入場は本来入場税の対象とならないものである。

(一) 本件入場税賦課処分の対象となつた控訴人らの例会のうち次に記載するのはいずれも学校の教室、体育館等においてなされたものである。

(控訴人)	(例会)	(開催場所)
会津 労音	昭和三三年四月例会	会津若松市第二中学校
小田原 労音	同年七月例会	小田原市本町小学校
金沢 労音	同年四月例会	北陸学園
岡崎 労音	右同	学芸大学附属中学校
出雲 労音	右同	出雲市今市小学校
徳島 労音	右同	徳島市福島小学校
宇和 島 労音	同年三月例会	宇和島市宇和津小学校

(二) 入場税法第一条第一号は「映画、演芸、音楽、スポーツ又は見世物を多数人に見せ、又は聞かせる場所」への入場につき入場税を課す旨を定め、他に競馬場、競輪場等もあるところから、同法第二条においてこれらの場所を「興業場等」と総括して定義づけている。

したがつて、入場税法にいう「多数人に見せ、又は聞かせる場所」とは、興業場と定義されるとおり、一定の施設を備え、通常右の目的に使用される場所を指すのであるから、もつぱら教育の場を使用される施設である、学校の教室、体育館等は多数人に映画、音楽等を見せ、又は聞かせる「興業場」に該当しないことが明らかである。

(三) 前記第一項に掲記した控訴人らの例会は、いずれも学校の施設においてなされたもので、興業場においてなされたものではないから、この点のみからいつても前記各例会の入場は入場税の対象とならないものである。

前記各控訴人は入場税法の適用があるものと誤信して前記例会につき賦課処分のあつた入場税を納付し、税務署長は収納すべからざる金員を収納したものであるから、被控訴人は右各控訴人らにこれを返還する義務がある。

## 第二、被控訴人の主張

(控訴人らの主張第五項について)

入場税法第一条第一号にいう、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見世物を多数人に見せ、又は聞かせる「場所」とは、一時的に右の用途に供された「場所」を含む趣旨である。

## 第三、証拠関係 (省略)

○ 理由

一、当裁判所は当審における証拠調の結果を斟酌して審究し、原審と同じく控訴人らの本訴請求をすべて失当として棄却すべきものと判断するものであつて、その理由は、次に付け加えるほかは、原判決理由中に説示するところ（原判決理由第一、二項）と同一であるからこれを引用する。

1、控訴人らは、「控訴人らは人格なき社団であるからそもそも租税義務能力を有し得ない。」と主張するが、右主張は到底採用するに由ないものであつて、その理由は原判決第二項（一）に記載のとおりであり、これに若干の補充を加えれば次のとおりである。

すなわち、我々人間社会にはいわゆる個人（自然人）のほか個人を結合体としての団体が多数存在し、程度の差こそあれ各団体はそれぞれ当該団体の構成員から独立した団体自身としての社会的活動をなしている。そしてこれらの団体の中には、団体としての組織を備え、そこには多数決の原理が行なわれ、構成員の変動にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定して、団体を構成している構成員の複数性が団体の背後に隠れて団体としての一個性が表面に現われている団体すなわち、いわゆる社団が存在する。

ところで、社会的に存在する団体のいかなるものにも法技術としての法人格の付与をなすかはまさに国の立法政策の問題であり（社団性とは法人格の取得が必ずしも表裏一体をなすものでないことは、実体が社団と対立する意味での組合であり社団ではない合名会社も法人とされていることから明らかである。）、わが国の現行法が社団法人の設立につき設立制限主義を採用している結果社団でありながら法人格を取得する途を閉ざされた社団が存在し（設立手続をなしさえすれば法人格を取得する要件を備えているがなんらかの事情であえて権利能力を取得することを欲しない社団もあろう。）、あるいは社団設立行為をして社団的活動を営んでいるが、いまだ設立手続が終了しないため権利能力を取得するにいたっていない社団が存在することとなり、これらが人格なき社団と指称される団体である。

しかして、国が団体に対して法人格を付与するゆえんは、実質において複数の個人を集合体である団体が、構成員の単なる集団ではなく、当該団体がそれ自身において社会生活上の一単位として活動しているものと観念されるが故に、自然人と同様団体自体に一個の法律上の主体たる地位を与えて社会的実態と法律形式とを合致せしめ、もつて団体をめぐる法律関係を明確かつ単純ならしめようとするにあるものと解すべきである。そうであつてみれば、人格なき社団がその性質、組織、活動状態において法人格を有する社団となんら異なるところがないものである以上、人格なき社団は実定法上の権利義務の主体たり得べき根拠を社団性自体の中に包含しているものといふべきであつて、実定法上明文の規定をもつて法人格を付与されることによつてはじめて権利義務の主体たり得る地位が発生してくるものではないのである。（ちなみに民事訴訟法第四六条は訴訟手続上の便宜から人格なき社団等いわゆる形式的当事者能力を与えたもので実体法と全く関連性のないものとみるべきでなく、人格なき社団が実体法の上においても社団として権利義務の帰属主体たり得ることを実体法自体が承認していることの反映と解すべきである。）

それ故、国が社団に対し法律をもつていかなる権利能力を付与するかは立法政策の問題に帰し、私法上権利能力のない社団に対し公法分野において権利能力を認めこれを法的規制の対象とすることはなんら差し支えなく、各租税法規がそれぞれの立場から私法上の人格なき社団に納税義務を負わせることができるのである。したがつて、控訴人らが主張するように人格なき社団は権利能力を有しないから義務能力もなく租税債務の主体たり得ないというものではない。

そして、人格なき社団は前述したとおり社会生活上の一単位として存在し、代表者の行為によつて対外的に活動し、第三者と取引関係を結びその効果は社団に帰属するのであつて、私法上権利能力を有しないためその名において取得した資産につきその所有権の主体たることを法律上主張し得ないが、社会的には右の資産は社団に帰属し、社団が債務を負担した場合には（法律的には債務は構成員に総有的に帰属する）前記社団の資産が、そしてそののみが社団の債務の引当となる関係にあると解すべきものである。（民事訴訟法第四六条に基づき人格なき社団に対する債務名義を得た者は社団財産に対し強制執行をなしうる。）

したがつて、人格なき社団は民法上権利能力がなく所有権を取得し得ないから、これに納税義務を課してもその履行は原始的に不能であるが故に人格なき社団は納税義務者たり得ないとの控訴人らの主張もあたらないといわなければならない。

2、控訴人らは、「控訴人らは人格なき社団であるから入場税法にいう『主催者』

に含まれないから同法第三条に基づく入場税の納付義務はない。」と主張する。しかし右主張は失当というほかなくかえつて入場税法上人格なき社団もまた同法にいう主催者に含まれ入場税を納付すべきものと解されるのであつて、その理由は原判決理由第二項の(二)に記載のとおりであるが、これにつき若干の付加補充をすれば次のとおりである。

(一) 入場税法は、興業場等へ一定の対価を支出して入場する者にはその娯乐的消費支出について担税力があるものとみて、右の入場行為につき入場税を課するのであつて(同法第一条)、徴税の方法として個々の入場者から徴することとせず、入場者の経済的負担に帰すべき入場料金を領収する興業場等の経営者又は主催者に対しその領収する入場料金について入場税を納付すべきことを命じているものと解される。(控訴人らは、「興業場の経営者等は入場税を各入場者に転嫁する場合としない場合があり、後者の場合については右のような考え方は妥当しない。」と主張するが、経営者等が入場者らから收受する入場料(入場税法にいう「入場料金」とは必ずしも合致しない。))の額の設定方法がいかなるものであれ、ことを経済的実質的にみれば、納付される入場税の窮極的な負担者は各入場者である。)

(二) 一般社会において現実に、音楽、演劇等を多数人に見せ又は聞かせること(入場税法第二条第一項にいう「催物」)を企画し、音楽家等と出演契約をなし、会場を設営し、入場券を発行して入場者から入場料を收受する等の社会的活動をなし催物を主催する立場にある者としては、個人(自然人)のほかにも人格なき社団を含む団体が多数存在していることが明らかである。

(三) 入場税の納税義務者についての規定である入場税法第三条にいう「主催者」(「経営者」についても同じ。)なる用語は自然人(税法上は「個人」という用語であらわされるのを通例とする。)および法人のみを包含し人格なき社団を排斥するものではない。

(四) 入場税法第八条は、同法別表に掲げられた主催者が主催する催物が同条所定の条件に合致するときには例外的に入場税の免除を得られるものと定めているところ、右別表の主催者欄には、「児童、生徒、学生又は卒業生の団体」、「学校の後援団体」等必ずしも法人格を有するものと限らない、否むしる民法上の権利能力を有しないのを通例とする団体が掲げられていることは、とりもなおさず入場税法が、原則として、法人格を有しないものも含まれているこれらの各団体も入場税の納付義務者であることを当然の前提としていることを推認させるものである。(控訴人らは、「前記別表は免税興業に関する規定に附属するものであつて納税義務者を定める条文に組み入れられているものではないのに原判決は右別表を根拠に人格なき社団も納税義務者にあたると判断した。」と攻撃するが、原判決も右別表の記載によつて納税義務者の範囲が定まると判示しているものではなく、入場税法が何人を納税義務者と定めているかの解釈に役立つ一資料とみていることは明らかである。

そして前記別表はその主催者欄中に「社会教育法第十条の社会教育関係団体」を掲げているところ、社会教育法第一〇条は「この法律で『社会教育関係団体』とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定しているのである。したがつて、社会教育団体を定義づけるにあたり当該団体が法人であると否とを問わないとした法意がいずれにあるにせよ、入場税法がなんらの留保を付すことなく「社会教育法第十条の社会教育関係団体」をそのまま入場税の免除を得られる主催者に加えていることは、入場税法が納税義務者につき法人格の有無を問わないものとしていることを裏付けるものというべきである。

(五) 入場税法第二三条は、法人が合併した場合および(自然人につき)相続の開始があつた場合の同法第一〇条第一項、第二一条等の義務(申告義務、記帳義務等)の承継を規定しているが、人格のない社団等の法人格を有しない者についてはなんら触れるところがない。

しかし、右法条は納税義務者を定めたものではなく徴税の実効を期するための規定である。(前記の同法第八条は免税興業についての規定であるから納税義務者を定める規定と裏表の関係にある。)そして、法人の合併および相続はいずれも法律上当然に権利義務一切の承継(地位の承継)を生ずるものであるが、社会的現象として二個以上的人格のない社団が一個の社団に合体する事態が生じたとしても、右の合体によつていかなる効果が発生するとみるべきかは、各社団の性質、実態等に即して各別に取扱われるべきで、法人の合併および相続の場合と異り一律に取扱われ

ることによりならずも親しまないものであるところから、入場税法は法人および自然人についてのみ申告義務等の承継を規定したものと解することができるのである。したがって、同法が法人格を有する者についてのみ明文の規定をもつて申告義務等の承継を規定していることは、同法が納税義務者として法人格を有する者のみを予定していると解釈すべき根拠となり得ない。

(六) 入場税法第二八条は法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が違反行為をした場合その行為者のほかその法人又は人をも処罰する旨を定めたいわゆる両罰規定であるが、同条は人格のない社団を処罰の対象に掲げておらず、他に人格のない社団に対する罰則を定めた規定もない。

しかし、同法条もまた前記第二三条と同じく納税義務者を定めた規定ではなく徴税の実効を期するための規定に過ぎないし、いわゆる両罰規定をいわゆる人格なき社団に適用するについては刑罰法規としての立法技術上の制約も存するから、いずれにしても、同法第二八条の規定の体裁から逆に、入場税法が納税義務者を法人格のある者に限定しているものとするのは妥当ではない。

なお、控訴人らは「入場税法の一部を改正する法律（昭和三七年法律第五〇号）によりいつたん改正された入場税法第二八条の改正部分が、のち整備法により削除された。」との経緯は人格なき社団が入場税法上の納税義務者にあたらないことの動かし難い論拠となると主張するが、控訴人ら主張のような改正経過があつたとしてもただちにその主張のとおり結論が導き出されるものと断じ難い。

以上(一)ないし(六)の諸点を総合して判断すれば、控訴人らの「入場税の納付義務者は法人格を有する者に限定される。」との主張はあたらないものというべく、かえつて入場税法は人格なき社団をも同法上の納税義務者に含ませているものと解するのを相当とする。

3、控訴人らは、「人格なき社団に入場税の納付義務を負わせることは憲法第三〇条、第一四条、第八四条に違反するものであり、人格なき社団を入場税法上の納税義務者であると解することは憲法第三一条に違反する。」と主張するが、右主張は失当というほかなく、その理由は原判決理由第二項(三)に記載のとおりである。

控訴人らは、「憲法第八四条に表現されている租税法主義は、納税義務者の範囲が各租税法規上明文の規定をもつて明確にされていることを要請している。」と主張する。しかし、立法論としては控訴人ら主張のとおり各租税法規上納税義務者の範囲が明文をもつて規定されていることが望ましいが、当該租税法規の解釈上納税義務の有無を明らかにし得る以上、納税義務の範囲を定める明文の規定を欠くからといってただちに憲法第八四条に表明された租税法主義に違反するものではなく、いわんや右の明文の規定がないから納税義務を負わないとの控訴人らの主張が失当であることは明らかである。

(本件賦課処分当時施行されていた租税法規を通観すると、直接税法である、法人税法、所得税法、相続税法には人格なき社団につき明文の規定を備えていたが、入場税法その他のいわゆる間接税法には人格なき社団について明文の規定をもつて触れるものがなかつたことが認められる。しかし、前者はいずれも納税義務者を規定するにつき法人または個人という純然たる法律技術的概念を基準としていたから、人格なき社団をその適用の対象とするについては人格なき社団に関する明文の規定を必要としたものと解されるのである。これに対し間接税法の場合は、例えば本件で問題となつている入場税法は「経営者又は主催者」と、酒税法は「酒類の製造者」というようにそれ自体法的概念ではあるが社会的活動の実態に着眼して納税義務者の範囲を規定しているため、人格なき社団が納税義務を負うか否かはもつぱら各法規の解釈にゆだねられるのであり、人格なき社団についての明文の規定を備えていないことは、当該法規が人格なき社団を納税義務者に含めないことを意味するものではない。)

4、控訴人らは、「本件入場税賦課処分の対象となつた控訴人らの例会は入場税法第二条第一項の『催物』に該当しないから、控訴人らは同条第二項の『主催者』ではなく、したがって、同条第三項の『入場者』および『入場料金』も存在しない」と主張するが、当裁判所も結論において控訴人らの右主張を失当であると判断するものであつて、その理由は、当審における控訴人らの主張に対する判断を付加するほか、原判決理由第二項(四)に記載のとおりである。

当審において控訴人らが強く主張するところは、「労音の性格、実態からして労音は個々の会員とは別個独立の存在ではなく、会員および会員の活動の総体であつて会員と離れて存在するものではない。労音の例会(音楽会)は会員らが、それぞれ会費を持ち寄り、例会の内容を決定し、会場を借り入れ、出演者と出演契約を結び



員会等に提出されて右の運動方針の決定、具体的実行に参酌されること。サークルは代議員候補者を選出し、右候補者の中から地域会議（「地域例会、職場例会のこ」と）、地区ごとにサークルの代表者と活動家によつて構成されるもの）において総会を構成する代議員が選出されるものであること。なお各サークル相互の交流をはかるため座談会、ハイキング等が行なわれることもあること。」以上の事実を認めることができる。

右にみたところからすれば、控訴人らはいずれもサークルを基本的な組織として構成され、サークルごとに控訴人らの目的にそつた活動が営まれていることが認められるが、しかし、控訴人らのサークルの基本的性格は、会員の統括・把握をはかる一手段であり、換言すれば、例会を成功させるための便宜的な一方法にすぎず、レコードコンサート、ハイキング、座談会等のサークル活動も、この意味において副次的なものにすぎないと認められる。（なお、前掲証人A、同C、同F、同H、同J、同N、同O、同P、同Qの各証言、前掲甲第八七号証、同第一二五号証、同第一四八号証、乙第一七二号証の一、二、いずれも成立に争いのない甲第三七号証、乙第一七三号証の二、同第一七六号証の四、同第一七七号証の二、同第一七八号証の四、同第一七九号証の二、同第一八一号証の一、同第一八五号証の二、同第一九〇号証の二、同第二〇八号証、同第二〇九号証の二、同第二二四号証の二、同第二二七号証の二によれば、「控訴人らのあるものはサークルに加入しない個人会員を存在させ、規定の三名に満たないものにはサークル準備会をつくつて入会させ、あるいは事務局員で構成される事務局サークルへ加入する形式をとつて入会させていくこと。」が認められる。）したがつて、原判決理由中に認定の控訴人らおよび例会の実態（原判決七三枚目裏から同七七枚目表までに記載）すなわち、控訴人らは社団としての意思決定をなし規約に基づく組織体としての対外活動の結果開催されるのが例会であることと対比すれば、サークル活動はこれと同一に論じ得るものではないから、労音は会員およびその活動の総体であり、例会はサークル活動の一環に過ぎないとの控訴人らの主張を認むべき基礎事実の証明がないことに帰する。

(2) 控訴人らは、「会員（構成員）の意思と離れた別個の社団意思は存在しない。」と主張するが右主張を認めるに足る証拠はない。

かえつて、前掲証人C、同E、同F、同G、同I、同J、同L、同N、同O、同P、同Q、同Rの各証言、前掲甲第一四七、一四八号証、乙第一七七号証の二、同第二〇八号証、同第二〇九号証の二、いずれも成立に争いのない甲第八、九号証、同第四〇号証、同第四七号証、同第一二九号証の一〇、四四および五一、同第一三九号証の一、乙第一号証の一、三、同第六四号証の一、同第一一六号証、同第一一八号証の二、同第一七五号証の二、同第一八〇号証の三、同第一九七号証の三、同第一九八号証の三、同第一九九号証の二、同第二〇七号証、同第二一五号証の二、同第二一九号証の二、同第二二三号証の二、同第二三一号証の二、同第二四四号証を総合すれば、「控訴人らの中心的活動である例会（音楽会）を開催するにつきその内容が企画決定される経過は大要次のようなものであること。すなわち、まず全会員を対象としてアンケート方式により希望調査をし、サークルごとに話し合いがもたれサークルとしての希望、意見がまとめられる。サークルの各代表者はサークル代表者会議あるいは地域会議においてサークルの意見をもとに討議を重ね右討議の結果は委員会へ提出される。委員会においては（専門部としての企画部のあるところでは企画部の協力のもとに）会員の希望、労音の目的との融和性、出演者の都合、他労音の例会における評価等を考慮して年間の企画案を決定し、総会にはかける。その間右の各段階において、地域、サークル、各会員の検討、討議の機会が設けられ、企画案を樹立するについて参酌され、総会において決定されたものが当該労音の例会年間企画となる。右の年間企画はオーケストラ、バレエ等概括的なもの、演奏家を特定したものおよび両者が混在したものがあり、企画内容が概括的なものについては、さらに会員の希望、意見を参考としたうえ、委員会および運営委員会において具体化される。前記の年間企画が立案されるにあつては、会員に対するアンケート調査の結果において希望の多いもののみがとりあげられるわけではなく、年間を通じ音楽の各部門、分野の平均化がはかられ、出演者の予定とのかね合い、さらには一労音のみの企画では実行が困難であるが数個の労音例え九州の各労音がまとめれば演奏家の承諾もとれ、オペラのように莫大な費用を要するものでも経済的に実現が可能となる事情がある場合には、他労音との共同企画とする等の諸要素が勘案される。なお、総会または委員会等においていつたん確定的なものとして決定された企画であつても、その一部が出演者の差支え等のため予定された例会の直前になつて変更されることもある。かように、控訴人らの主要かつ中心的

な活動である例会についても、その内容を決定するにあたり、終始会員および会員によつて構成されているサークルの意見を徴し討議の対象としているが、最終的には社団としての意思が意思決定機関により形成されるのであつて、形式的にはもちろん内容的にも、個々の会員の意思とは別個の意思に基づいて例会を開催しているものとみざるを得ないこと（個々の会員の希望、意見と社団意思とに合致しない面のあることは、例会の内容について会員の中に不満がある事実が認められる。）、そして、例会以外の、組織の拡充、宣伝、研究会の開催、レクリエーションの実施等の諸活動もまた、会員の意思が参酌、反映されるが、総会、委員会等の機関において形成された社団としての意思に基づいてなされているものであること。」が認められるのである。

控訴人らは、例会の企画およびその具体化するにあたり委員会、運営委員会は会員の見解や希望を無視して独自に決定するものではないことを強調するが、団体構成員の見解や希望を反映、参酌することと団体意思が構成員の意思とは別個独立の存在であることはあいまいな観念ではない。

(3) 前掲証人C、同D、同E、同F、同I、同L、同M、同N、同O、同V、同Qおよび当審証人Xの各証言、ならびに成立に争いのない甲第一二九号証の四三を総合すれば、「控訴人らの例会は、多数の会員を収容できる音楽会、集会用の施設、体育館等を借り受けて開催するものであるところ、例会会場における入場者の受付、整理等の会場の管理、照明、音響装置の操作、出演者の接待等は会員の一部が交代でこれを行つていること。そして右のような例会場の管理、例会の運営に与している会員も、単に会場において音楽を聞く等しているのみの会員と同等の会費を納入していること。」が認められる。

しかし、右各証言によれば、前認定のような例会場の管理は全会員が順次これにあたるためであるが、個々の各例会についてみれば、入場数に対比して極く少数の会員が会場の管理等を担当しているに過ぎないし、会員の手によつて会場の管理等をなす目的は、全員の負担に帰すべき例会経費の節減にあり、したがつて前記一部の会員は労務を提供して経費の一部を補填しているものであることが認められるから、前認定の事実は例会の性質を左右するものではない。

そして、前掲証人E、同G、同H、同I、同J、同O、同V、当審証人Y、同Zの各証言によれば、「控訴人らの例会において、控訴人らの会員が職業演奏家とともに音楽の演奏をなし、あるいはプログラムの一部が会員による演奏によつて構成されたことがある。」との事実が認められる。

しかし、右のように演奏する者の中に会員が含まれていても、音楽等を見せ又は聞かせる側の者と、これを見たり聞いたりする立場の者が存在することにかわりはないから、右のような事実の存在は例会の性質についての判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 控訴人らは、「各控訴人らの役員である委員長、副委員長等は本来の意味における代表者ではなく当該労音の会員全員の代理人として対外的法律行為をしてるのであり、機関構成員とされる右委員長らならびに委員、運営委員、総会構成員らはいずれも無報酬で労音のための活動をなし、一般会員と同額の会費を負担して例会に参加しているのであつて例会を主催する社団の機関としての行動をしていないことからいつても、控訴人らの例会が、個々の会員とは別個独立の存在である控訴人らが会員である多数人に見せまたは聞かせるために主催したものではないことが明らかである。」と主張する。

しかし、前認定のとおり、控訴人らはいずれもそのいわゆる「代表者」の地位にある委員長または同人から委任を受けた者が当該控訴人の名において事実上法律上の対外的取引行為をなし、その効果が社団としての控訴人らに帰属していることが認められるのであるから、控訴人らがそれぞれ社団として活動しているというを妨げないのであつて、人格なき社団の代表者を代表機関とみるか代理人とみるかは説の分かれるところではあるが、右は「代表者」が社団の業務執行のためになす行為の効果が社団に帰属する関係をいかなる法律概念によつて説明すべきかの問題なのであるから（機関説によつても代理説によつても結果的には民法の代理の規定が適用されないし類推されることとなる。）、その説明の仕方によつて社団としての活動の存否がいずれかに決せられるというものではない。

そして、前掲証人A、同D、同F、同H、同I、同J、同K、同L、同M、同N、同O、同Rの各証言によれば、「控訴人らの役員および機関構成員ともいふべき、委員長、副委員長、委員、代議員らならびに控訴人らの事務の処理にあつて事務局長および事務局員らはずべて当該労音の会員であり、右のような地位にない

会員と同額の会費を拠出して例會において音楽等を見たり聞いたりしてゐること。と  
そして、事務の専従者以外役員にはいれども当該労音の活動等をなすこととし  
てのこと。」が認められるが、右事實は、控訴人ら（前記役員ら）の控訴人の  
収手続等をサークル代表者らが行つてゐることからすれば、控訴人の  
的、労務的負担にあらずかるところが大きいことを示しているに過ぎず、控訴人  
例會が個々の会員と別個の社団としての控訴人らが主催するものであること  
を否定するものではない。

(5) 控訴人らは、「控訴人らのうちには創立總會以前に例會が行なわれたもの  
があるところ、例會の実態には創立總會の前後において変化はないのであるから、  
創立總會後の例會もまた控訴人ら労音の主催したものではない。」と主張すると、こ  
ろ、原審証人A、当審証人Pの各証言によれば、「東京においては東京労音結成の  
準備段階である昭和二八年一月東京労音設立の準備委員よりなる準備會が中心と  
なつて第一回例會とされる音楽會が開かれ、その後創立總會が開かれ、規約、  
役員等が正式に定まつて同労音が発足したりと。仙台においては昭和三〇年八月準  
備委員からなる準備委員會の企画実行により第一回例會とされる音楽會が開かれ、  
同年一月の第三回例會とされる音楽會の終了後に創立總會が開かれたこと。」が  
認められる。

しかし、控訴人らの論旨にしたがひてとを形式的にみれば、東京労音および仙台労  
音が正式に発足する以前に開催された音楽會は右各労音の例會ではないから比較の  
対象とすべきものではない。そして、こを實質的にみれば、前記各証言によれ  
ば、「右各労音はいずれも準備段階において社団性が徐々に形成され第一回例會  
(仙台は第一ないし第三回)とされる音楽會が開かれた時点においては既に社団  
としての實質を備えていたこと。」が認められるのであり、法律的には社団が設立  
とされた時期を創立總會終了の時点とせざるを得ない結果創立總會前の音楽會は社団  
としての東京労音または仙台労音が主催者であるといえないとしても、準備委員  
または準備委員會が主催したものともみるべきであつて、いずれにしても入場者  
される主催者は存在しないとの控訴人らの主張は當を得ない。

(6) 控訴人らは、「控訴人らの例會は入会金を納付して會員となり、毎月の会  
費を納付した會員のみが参加するものであると、あえて主催者および入場者の概  
念に於てはめれば、會員全員が主催者であると同時に入場者といふべきもので、  
と離れた別個の主催者は存在しない。」と主張するところ、前掲証人C、同D、同  
F、同H、同I、同L、同Qの各証言、いずれも成立に争いのない乙第八二號証の  
三、同第八七號証、同第九三號証の二、同第九五號証、同第九六號証の二、同第九  
七號証の二、同第九八號証の三、同九九號証の三、同第一〇一號証の三、同第一  
〇七號証、同第一五六號証の二、三、同第一七四號証の一を総合すれば、「当月  
の会費を納入した會員に限りその月の例會会場に入場できるたてまつて  
こと。」が認められる。

しかし、前掲証人C、同E、同K、同L、同N、同O、同謙田伝、同Qの各証言、  
前掲甲第一三八號証、同第一三九號証の一、同第一四八號証、乙第一〇一號証の  
三、同第一一六號証、いずれも成立に争いのない乙第五一號証の二、同第五三號証  
の二、同第五五號証の二、同第五六號証の二、同第五八號証の二、同第五九號証の  
三、同第六〇號証の二、同第七八號証の二、同第八〇號証の二、同第八六號証の  
二、三、同第九二號証の二、同第一七六號証の三、同第一七八號証の三、同第一八  
〇號証の二、同第一八三號証、同第一八四號証の二、同第一九五號証の二、同第一  
九六號証の二、同第一九九號証の三を総合すれば、「控訴人らの會員数は常時変動  
しており、各例會の時点毎に集計した會員数において五ないし二〇パーセント前  
後、平均一〇パーセント内外の會員の増減があり、右増減は例會毎に生ずるもので  
しかも例會において上演、演奏される内容に左右されるものであること。入會の勧  
誘はもつぱら具体的な演奏、上演内容を掲げてその音楽會等に入場できるとをう  
たつてなされ、新規入會者もその多くは労音運動に参加するといふより当該音楽會  
に行けるものとして労音への加入手続をとること。そしていつたん會員となつた者  
の中にも、自己の好みに合致しない例會の場合には会費を納入せず退會し、見た  
あるいは聞きたいと望む例會のある月に入会金と当月分の会費を納入して例會に  
加するものがあること。控訴人らの例會は、會員数の増大および古典音楽、輕音楽  
等會員の好む音楽の分化等により、次第に毎月クラシック例會とポピュラー例會  
を開催し、會員はそのいずれかを選択して参加できるものとされてきており、な



人らが現実になしている活動の中心でありかつその大部分を占めているのは例会の開催であり、したがって、右にみた控訴人らの組織体としての活動費もまたる例会開催に付ずいする費用と目すべきものであること。」以上の事実が認められるから控訴人らの会員が例会会場へ入場するために納付した会費は、そのすべてが例会会場への入場の対価とみらるべきものであるといわざるをえない。

6、控訴人らは、「入場税法は『映画、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を複数人に見せ、又は聞かせる場所』への入場に入場税を課すものであるが、右の『複数人に見せ、又は聞かせる場所』とは一定の施設を備え通常右の目的に使用される場所を指すものである。しかるに本件賦課処分の対象となつた控訴人らの例会の一部は学校の施設においてなされたものであるから右例会場への入場は入場税の賦課処分の対象とならない。」と主張する。

しかし、入場税法第一条第一号にいう「映画、演劇、音楽等を複数人に見せ、又は聞かせる場所」とは、映画館、劇場、集会音楽会用ホール、野球場等映画、演劇、音楽等を複数人に見せ、又は聞かせる場所として使用することを本来の目的とする建造物または一定の区画された土地のみならず、映画、演劇、音楽等を複数人に見せ、又は聞かせる場所として使用することを本来の用途としていない学校の教室、体育館あるいは展示場等であつても現実に前記の映画、音楽等を複数人に見せ、又は聞かせる場所として使用された施設を含むものと解すべきものである。

したがって、控訴人らの前記主張はその前提を誤っているから、その余の点を判断するまでもなく失当であることが明らかである。

二、そうすると、控訴人らの本訴請求をすべて棄却した原判決は相当であつて、本件各控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条、第九三条第一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 浅賀 栄 川添万夫 秋元隆男)

(別紙目録省略)

(別紙)

労音の実態

一、はじめに

1、昭和二四年一〇月、大阪勤労者音楽協議会は全国にさきがけて六七サークル、四七〇人の会員で発足し、つづいて神戸労音が誕生して、ここに労音運動がはじまつた。そして右労音運動は全国的に拡まり、東京においても、労音結成の気運がたかまつた。

昭和二八年頃東京都内の私企業や官公庁の職場、学校等に音楽愛好家のサークルがあり、それらのサークル員に日常レコード音楽を愛好するのみで、生の音楽を聴くことは入場料金の高額なため不可能であつたか、可能であつても稀にしかできないことであつた。しかも、その音楽は、いわゆる興行師等の手による「催物」としての音楽であり、金銭的には高嶺の花であり、所詮は興行師等によるあてがいぶちの音楽であり、それらのサークル員の要望を満足させるものではあり得なかつた。そこでそれらのサークル員は、良い生の音楽を安く度々聴きたいと要望するようになった。それだけでなく自分達の手で企画運営して、健康で文化的な勤労者の感情に合つた音楽を聴きたいと熱望していた。そして、それらのサークル員が協同すれば、そのことは可能であることの自覚に達し、大阪、神戸各労音の活動の成果に学び昭和二八年一〇月一六日東京勤労者音楽協議会が結成された。

(その後全国各地に労音が結成された事は周知のとおりである。) 爾来この勤労者音楽協議会(以下労音と略称する)の運動は発展して今日に至っている。

2、昭和三六年、労音は全国の他の労音とともに、労音運動の基本任務を確認決定した。それによると、「労音運動は日本民族の進歩的音楽運動の伝統を受けつぎ、発展させ、海外諸民族の民主的遺産に学び、芸術家知識人並に進歩的諸勢力と協力して自分自身の成長と社会の進歩に役立つ音楽文化を創造することを目的としている。またそのことによつて勤労者の人間性をたかめ、その連帯性を強化する運動である。同時に、労音運動は勤労者の立場にたつ民主的音楽運動である。その組織原則はサークルの活動を基礎にした民主的運営である」。

労音及び全国の他の労音には共通の綱領があり、次の如く定められている。

一、私達は、よい音楽をより安く、より多くの人達と楽しみ、私達の生活にひろく音楽文化をもたらせます。

一、私達は、全国各地の労音、文化人、音楽関係者と手をつなぎ、国民音楽を創造します。

一、私達は、労音の自主性を堅持し、常に会員の希望、意見を尊重した企画運営を私達の手で行います。

右の基本任務と綱領に基き労音の運動がなされている。

3、労音の運動は、表面的に現われたものでいえば定期的な音楽会の開催（労音運動においては例会とよばれている）、レコード・コンサート、合唱、フォーク・ダンス、社交ダンス、リクリエーション、音楽講座、例会の合評会、座談会、文化人及び他の民主的文化団体との提携、音楽関係の資料の蒐集、機関紙、ニュースの発行等々多種多様である。

レコード・コンサート、合唱、フォーク・ダンス、社交ダンス、リクリエーション、合評会、座談会等はサークルや地域支部（正確には地域支部という言葉は使用されず、地域といわれているが、ここでは判りやすく表現するためあえて地域支部という）で行われている。大きいサークルや地域支部では機関紙を発行している。本件で問題となる例会は労音の運動の一部にすぎないのである。そして、これらはすべて或いはサークルの一員として或いはサークル代表者、地域委員、運営委員、専門部委員等々として労音を構成している会員自身が担当しているのである。しかし、表面的に現われないで、しかも労音の運動を支えているのは、会員の維持、拡大、交流等を中心とした地道な組織活動、情宣、企画、財政、例会等々の諸活動であり、それは主としてサークル活動の一環として会員自身によつて為されている。

したがって、労音の運動において、会員の活動、とくにサークル活動がなければ、労音の組織自体が存在しないし、まして、本件で問題になつている「例会」を含めたすべての諸活動は存在しないのである。

なお、これらの運動に参加し得るものは、労音の会員のみに限られ、労音の会員でない者は参加することはできない。

4、前述したように、労音の運動の基礎はサークルの活動である。

サークルは東京都内や周辺の職場、地域、学校、その他において、三名以上の愛好家によつて構成される。労音の会員になることは、サークルに加入するか或は新しくサークルを作つてサークルとして労音に加入することである。労音の会員たることをやめるといふことはサークルを脱退することである。サークル員は毎月定められた会費をサークル代表者に醸出し、サークル代表者が労音の事務所にこれを届ける。この会費によつて前述した多種多様な労音の運動の費用が賄われる。会費は労音の運動の費用の分担金である。

サークル員は座談会、例会の合評会その他のサークルの諸活動の機会において、労音のすべての運動について労音の基本任務や綱領に即して徹底的に討議して意見を集約する。その集約された意見が委員会や運営委員会に反映され、委員会や運営委員会はサークルの意見に基きかつサークル活動を中心とした会員の活動に支えられ、労音の諸運動を展開している。換言すれば、労音の運動は、労音の全会員が自主的に従つてまた民主的に行なつているものである。このことは本件で問題となる例会についても同様であり、例会の企画運営はサークルの意見に基きかつ会員の活動に依拠して行われるのである。そうすることにより、前述の基本任務や綱領に即した例会を行うことができるのである。

サークルの意見が委員会や運営委員会に反映され、委員会や運営委員会がサークルの意見に基きかつサークル活動に依拠して労音の運動を展開するようになすために、労音においては組織的にそのことが保障されている。サークル員より代議員が選出され、代議員と委員によつて定期的には年一回総会が開催される。総会において委員長、副委員長、委員、会計監査が選出される。委員会は総会議決事項の実践方針を決定し、運営委員を選出する。運営委員会は委員会の決定事項を実施する。右の総会、委員会、運営委員会は閉鎖的なものでなく、サークル員は自由に参加することができる。それだけではなく、サークルの代表者と活動家によつて地域会議が構成され、地域会議はサークル員の要望、意見を委員会に反映させ、総会代議員や委員候補者を選出する。別に、地域活動委員会というものがあり、地域活動委員会は委員及びサークルの推薦によつて運営委員会が委嘱するのであるが、地域活動委員会は地域の要望意見を委員会や運営委員会に反映させる。サークルにはサークル代表者、副代表者、幹事があり、これらの者はサークル員の要望意見を常に委員会や運営委員会に反映させている。地域会議や地域活動委員会が閉鎖的なものでなく、サークル員が自由に参加できることは勿論である。そして最終的に決定された活動方針に基いてこれまた究極的には、主としてサークル活動を通じて労音の全会員が、会員拡大を中心とする組織活動をはじめ、すべての活動を展開し、これを実

践するものである。このことをみただけでも労音の運動は、労音の全会員が自主的に従つてまた民主的に行つていっているものであることは明らかであろう。一般に民主的とは議会主義的な多数決原理と形式的に理解されているが、労音の自主性と民主性は、それとは全く異質の實質的なものなのである。

## 二、サークル活動について

労音運動の組織原則は、サークルの活動を基礎にして民主的運営であることは前述したとおりである。即ち、サークル活動を基礎にすることが民主的運営の内容をなしているのである。

サークル活動を基礎にするということとは、会員各自の意思と活動をもとに労音の全般的活動を行なつていくということである。そのためには会員各自の意見を充分に出しあい話しあひなければならぬ。だからといつて十数万の会員が一堂に会することはできない。数千、数万の会員が仮に一堂に会することも、度々会合することはできない。一堂に会しても一人ひとりが意見をのべ、話しあひ、討議することは時間的に絶対できない。しかし、比較的少人数のものならば一堂に会することは容易であり、一人ひとり意見をのべ、話しあひ、討議するにはできる。このような会合ならば度々開くことはできる。会員各自の意見を出しあひ討議するには、比較的少人数で会合する以外に方法がない。この話しあひの場がサークルである。各サークルで話しあわれた会員の意見が、サークル毎に集約され、それが後述する如き方法により、労音の全般的意思を築き上げ、さらには、これに基いて種々の活動を実践し、全体として労音運動を展開しているのである。労音においては、サークル活動、換言すれば全会員の活動がなければ労音の組織自体も存在する余地はないし、従つて又、「例会」も存在しないのである。会員と労音とは切り離して考えることのできないものである。労音の会員が単に例会を見たり聞いたりする人びとの集まりであるならば、サークルは不要なのである。

では、サークル活動の実態はどのようなものであろうか。サークル活動が如何なるものであるかについては前述したが、さらに説明しよう。

1、労音のサークルには数名のものから、数百名のものまでである。人数の多いサークルは班にわかれている。サークルや班は定期的に或いは適宜に会合する。大きいサークルの会合には班の責任者と任意のサークル員が出席する。小さいサークルではサークル代表者が、大きいサークルではサークル代表者、副代表者、幹事が民主的に選任されている。班の責任者が民主的に選任されることもいうまでもない。サークルや班では、少なくとも月一回定期的に会合がもたれている。たとえば、前述したサークル代表者が労音の事務局より交付を受けた例会参加の整理券を各サークル員に交付する際に会合する等である。この会合で例会の内容をふくめて労音の活動全般につき話しあわれる。サークル員の話しあひは、定期的な会合だけでなく、次にあげる会合の際にも行なわれている。

2、サークルで、レコード・コンサート、合唱、フォーク・ダンス、社交ダンス、リクリエーション、合評会、座談会等が行なわれていることや、大きいサークルでは機関紙を発行していることは前述した。これらは、サークル員の音楽文化の教養をたかめ、サークル員相互の人的理解を深め、連帯感を強化するためのものである。

レコード・コンサートは定期的に行なっているサークルもある。専門家をよび解説してもらつてレコード・コンサートを行なうこともある。この際にポピュラー音楽しか理解しない者にクラシック音楽を理解するように援助する。それだけでなく、ポピュラー音楽やクラシック音楽を勤労者の思想感情に適合するようにするには、どうさるべきかが話しあわれることもある。

サークル員は毎月労音の例会に参加するが、例会の直後に、或いは数日後に合評会を行なう。それは例会に上演されたものを批判評価するものである。勤労者の立場から、上演されたものの長所や短所の理解が深められ、どのように上演さるべきであつたか等の希望が話しあわれる。

合唱、フォーク・ダンス、社交ダンスはサークル員が自ら音楽舞踊の活動をなし、文化的要求を満たすのである。

リクリエーションは、都市農村をとわず勤労者の生活と健康に不可欠なものとなつた。そこで合唱やフォーク・ダンスも行なわれる。

座談会では、例会に対する希望、要求、労音の全般の活動のあり方やサークル活動のありかた等が話しあわれる。機関紙に労音の現状や、サークルの活動状況、サークル員の種々の希望、意見が載せられ、サークル員の意見交換の場となることはいうまでもない。

3、サークル活動はそれだけではない。代議員と委員によつて定期的に年一回総会が開催されることは前述したが、各サークルより代議員候補者を選出する。サークル員の人数により二名以上の候補者を選出するサークルもある。これはサークルや班で討議されて選出される。この代議員候補者には、サークル代表者やサークルから推された地域活動委員が選ばれることもある。代議員候補者は総会に対しサークル員の意見を代表するものである。この代議員候補者から、地域会議における討議の結果、代議員が選出される。地域会議はサークルの代表者とサークルの活動家によつて構成される。労音には現在例えば東京の場合東京都の各特別区等約三〇の地域会議が存在する。地域会議において、サークル代表者や活動家如何に発言すべきかも、サークルの討議によつてきめられる。この地域会議において、代議員が選出されるだけでなく、総会で決定される委員の候補者が地域のサークル活動家のうちから選出される。地域会議は総会前に開催されるだけでなく、年間の例会の企画のため、労音の組織運動の発展のために、それぞれ一回宛開催される。地域会議とは別に、地域活動委員会がある。地域活動委員は委員又はサークルによつて推薦された活動家が運営委員会によつて依頼される。サークルが、地域活動委員を推薦するにはサークル員の討議による。地域活動委員にサークル代表者や委員が委嘱されることもある。地域活動委員に対して地域において如何に活動させるかも、サークルの討議によつてきめられる。地域活動委員会は少くとも一週間に一回以上開催される。

地域活動委員の活動とは地域におけるサークル、会員の要求をもとに、サークル、会員の交流をはかり、地域の自主的な活動を行ない、又労音の運動方針を地域において実践し、地域の要望、意見などを委員会や運営委員会に反映させるのである。具体的には、サークル訪問、各種の集会、レコード・コンサート、ハイキング、ダンスパーティー等により、地域のサークル、会員の交流をはかるために自主的活動や、労音の例会企画をふくむ運動方針等についての各サークルの意見を集約して、運営委員会、専門部会等に意見をあげたり、それらに基いて決定された運動方針を地域において具体的に実践するための諸活動、例えば例会を行なうに際しては、数ヶ月前から当該例会について学習をし（ある場合には出演者らを訪問することもあ）る）例会の意義等を把握して、自主的にオルグ班等を作成し、各サークルを訪問したりする。

4、サークル活動には更に次の如きものもある。レコード・コンサート、フオーク・ダンス、社交ダンス、合唱、合評会、座談会、リクリエーション、労音学校等が地域活動委員の協力のもとに地域でも行なわれていることは前項でものべたとおりである。労音学校とは、音楽史、音楽内容、音楽運動、サークル活動のあり方等を学習するものである。これらには、サークルで討議して、サークル員が参加している。また、スキー、スケート、キャンプ等は労音全体の規模で行なわれており、サークルで討議し、サークル員が参加するようにしている。

労音運動において、全国の労音は毎年定期的に全国会議を開催している。各労音のサークルでは、この会議に代表者を派遣するため討議し、カンパを集める。この会議に出席する代表者は、各種の会合を通じて先進的な全国の労音活動家の経験を摂取し、すぐれたサークル活動家となる例が多い。

5、さらに労音ではサークルの討議に基いてサークル員が自主的に例会管理即ち、例会会場において、労音の機関紙の参加者への配布、参加者が持参する例会整理券と座席券との交換、ドアマン、座席案内、前月の例会のアンケートの収集、楽屋手伝、受付等を行なっている。地方の中小労音では会場の準備がないため、学校の講堂等で例会を開く場合が多いので、例会管理は右以外にさらに舞台装置の作成からピアノの搬入、椅子の持ち込み整理、照明、音響その他あらゆる準備（会場設営）を会員自身が順番で担当し、例会が終ればまた会員自身がこれを順番で後片付けを為している。一口に例会管理、会場設営といつても大変な仕事であり、これらのことが出来るのは労音が会員自身のものであり、会員自身が労音を自分のものとし、自分達が労音運動を推進しているのであるとの自覚があるからである。会員と別個の労音が主催者であり、会員は単なる観客であるのであれば、かかることは到底できるものではない。

6、労音の組織を維持し、労音運動を進めるためには、会員を維持、拡大し、交流を図る等の組織活動が必要である。その組織活動を支えているのは、これまたサークルであり、会員自身である。かかる活動は、サークル活動の重要な一環であり、

会員自身によつてこれらの活動は為されているのである。

その他、労音の情宣、企画、財政、例会等々の諸活動も同じである。

7、以上のとおり労音運動の基礎はサークル活動であり、サークル活動を別にし、労音運動が存在しないことは明らかであろう。

三、労音の目的、組織、活動について

労音は、昭和三六年、全国の他の労音とともに確認決定した労音の基本任務ならびに同綱領に基いて運動を行なつており、その目的はつぎのとおりである。

1、日本民族の進歩的音楽運動の伝統をうけつぎ発展させ海外諸民族の民主的文化遺産に学び、芸術家知識人ならびに進歩的諸勢力と協力して、自らの成長と社会の進歩に役立つ民族的、民主的、大衆的な音楽文化を創造育成し、日本文化の発展に寄与すること。

2、サークルの自主的な活動および会員相互の交流を発展させ、よい音楽の普及と向上をはかり、働くものの人間性を高めるとともに、その連帯性を強化すること。

(東京規約第三条参照)

そして右目的を遂行するために労音は、単位サークルを基礎に、サークル活動を通じて(東京規約第七条参照)会員自身の運営により次の諸活動を行なつている。

(1) 良い音楽を安くきくために、会員の希望をもとに毎月定例音楽会(例会)の開催。

(2) 合評会、講座、座談会、レコード・コンサート等の開催。

(3) 機関紙、ニュース等の発行。

(4) 各サークル、地域における活動をさかんにし、音楽に親しむ機会を増やすために(イ)良い音楽会の券、レコード、楽器などの共同購入配布(ロ)レコード、楽器その他の器具を購入し会員の総有として利用を図る。(ハ)音楽家(講師、指揮者、演奏家)の推薦等。

(5) 音楽専門家との協力を深める。

(6) 全国各地の労音、民主的諸団体と協力し、相互の交流を深め日本の民主的運動を発展させるために必要な活動。

(7) その他、前項の目的達成のために必要な活動。

右のとおり、労音は、前記目的のためサークル活動を基礎に、会員自身の運営により、例会等の諸活動を行なつているのであるが、そのうちサークル活動についてはすでにくわしく述べたので、以下それを除く労音の組織活動について述べることにする。

労音の労音運動の組織原則は、サークルを基礎にした民主的運営であり、その諸活動は、会員自身の意思と活動をもとに、会員自身の運営によりなされていることは、既に述べたとおりである。そこでは、会員各自の意思は、労音運動の基礎組織であるサークルの会議その他の諸活動の中で集約され、サークルの代表者等および委員代議員等を通じて、又はその他の方法によつて、サークル代表者会議、地域活動委員会、地域会議、専門部会、運営委員会、委員会および総会等に反映されそれに基づいて、労音の活動全般が企画立案される。そして右企画は運営委員会、専門部会、地域会議、地域活動委員会、サークルの代表者等さらにはサークル活動を通じて活動家、会員各自によりこれが実践されている(規約第七条～同第一〇条参照)のである。

そこで以下、労音の組織および活動を明らかにするために、総会、委員会、運営委員会等の組織および活動の実態を述べることにする。

(1) 総会

総会は、労音の最高決定機関で、委員および代議員によつて構成され、年一回委員長が招集することによつて開かれるが、委員会が必要と認めた場合およびサークル代表者の四分の一以上必の要請があつたときには臨時総会を開くことができる。総会は、運動方針を決定し、予算方針、決算の承認をし、規約の改廃をし、役員を選出する等を行なう。

総会で決定する運動方針の中には当然「例会の年間企画」も入っている。労音の「例会の年間企画」は総会の数ヶ月前から、会員各自の意見を基礎に、サークル会議、サークル代表者会議、地域活動委員会、地域会議、専門部会とくに企画部会、運営委員会、委員会等で検討立案され、委員会で決定された「年間企画案」をもとに、総会においてサークルおよび地域会議等の意見を代理する代議員らによつて、つまり会員自身の意見によつて最終的に決定されるのである。

総会は役員の一として委員長を選出する。

(2) 委員会

委員会は、総会につぐ決定機関で委員によつて構成され、委員長は招集により月一回開かれるが、運営委員会が必要と認められた場合及び委員の四分の一以上の要請があるときには臨時委員会を開くことができ、次の諸事項について議決することができる。(イ) 総会議決事項の実践方針の決定 (ロ) 運営委員の選出(事務局員より若干名をふくむ) (ハ) 運営委員会の報告の承認 (ニ) 細則諸規程の改廃 (ホ) 総会に提出する事項の決定 (ヘ) 事務局長、次長の任免 (ト) 専門部の設置 (チ) その他必要と認められた事項。委員会の委員は地域会議の選出した委員候補の中から総会が選出する(東京規約第九条、一〇条参照)。これは、各サークルの意見が反映されている地域会議の推せんにより、各サークルの代表等で構成する総会によつて選出することによつて、二重に会員各自の意見を尊重しようとしているのである。

委員会は、総会議決事項の実践方針の決定や、総会に提出する事項の決定等を行ない、例会の企画についても、すでに総会の項で述べたとおり、各種の委員会、部会、会議、サークル、サークル員即ち会員等々の意見(以下単に会員等の意見という)に基いて「例会の年間企画案」を決定して総会に提出し、さらに総会で決定された右企画を会員の意見に基いて具体化させるのである。その他の事項についても、委員会は会員等の意見に基いて、担当する諸任務を遂行するものであり、会員は種々の方法で自らの意見を委員会に反映させることができるのである。

(3) 運営委員会および専門部会  
運営委員会は委員会の決定事項にもとづく日常的実践活動を行ない、正副委員長、事務局長、運営委員約三〇名(うち事務局員三名)により構成され、委員長の招集により随時開かれる。運営委員は、委員会の議決によつて、委員の中から(但し若干名は事務局員から)選出される。運営委員会の議決事項は次のとおりである。

(イ) 委員会の決定実践に関する一切の事項  
(ロ) 委員会に提出する事項  
(ハ) 正副専門部長の互選  
(ニ) 委員会、地域活動委員会の推薦にもとづき、委員、地域活動委員より専門部員の任免

(ホ) 事務局員の任免  
(ヘ) 専門委員会の設置  
(ト) その他必要と認められた事項

運営委員会の主たる任務は、会員等の意見に基いて、委員会の決定事項を実践したり、委員会に提出する事項を決定したりすることである。

運営委員会は、その任務の遂行にあつて、専門委員会を設置し、企画、財政、組織、宣伝の各専門部会に対して、夫々の事項の検討および実践を委嘱することができる。現に委嘱している。

専門部会は、運営委員会のメンバーの互選によつて選出された正、副専門部長及び運営委員会により、委員会、地域活動委員会の推薦に基き、委員、地域活動委員より選ばれた専門部員と担当事務局員によつて構成される。

専門部会は委嘱された事項について、総会、委員会の決定、運営委員会の委嘱の趣旨等に従い又、地域会議、地域活動委員会、サークルおよび会員等々の意見に基いて検討を加え、実践するのであるが、その構成及び活動は次のとおりである。

(1) 企画部 部長一名、副部長二名、専門部員数十名(うち事務局員数名)によつて構成され労音の企画一般を具体化する。即ち(イ)サークルや地域からの例会についての要求を討議検討し、(ロ)例会の基本方針を確立して例会を具体的に企画し、(ハ)例会管理を具体化し、(ニ)合評会を組織し、(ホ)その他例会に関する研究会等を開催するのである。

(2) 組織部、企画部とほぼ同様の構成で、(イ)組織拡大に関する活動  
(ロ)組織に関する調査活動 (ハ)サークル交流、各種懇談会の開催 (ニ)各種講座、研究会、座談会等の教育活動 (ホ)各種音楽自立サークルの育成に関する活動 (ヘ)集い、音楽会等の企画運営活動やサークルへの音楽家諸講師等の紹介その他の活動を行なっている。

(3) 宣伝部 企画部とほぼ同様の構成で、(イ)機関誌等の発行 (ロ)対外宣伝 (ハ)その他教育、宣伝に関する各種の活動を行なっている。

(4) 財政部 他の部会とほぼ同様の構成で、(イ)予算、決算を作成し  
(ロ)財政分析等を行なっている。

そして、東京においては委員長をはじめ専門部員は各数名の事務局員を除いてすべて、また地方の中小労音においては、委員長をはじめとする全委員が(一~二名の

事務局員を除いて)すべて個人として定職を持ち、他の会員と同じく会費を分担しながら無報酬で右活動を担当しているのである。以上のとおり、運営委員会は、会員の意思と活動に基いて、自ら、又は専門部会等に委嘱して、委員会の決定事項を実践するものである。

そして、例えば、組織の拡大にしても、例会企画や例会管理にしても、また機関誌の発行、配布にしても、会費の集約等にしても、すべてサークル活動を中心とし、さらに後に述べる地域会議や地域活動委員会等々の活動によつて、究極的には会員自身の夫々の実践によつて、行なわれているのであつて、ただ単に運営委員会や専門部会のみこれを行つていてのではない。会員自身の活動なくして例会をはじめとする労音の諸活動を展開することは不可能である。

#### (4) 地域会議および地域活動委員会

地域会議は、各サークルの代表者と活動家によつて構成され、地域の自主的運営により、(イ)その地域におけるサークル会員の交流をはかり、運動方針を具体化し、(ロ)会員の要望、意見を委員会に反映させ、(ハ)その他総会の代議員や委員候補を選出する(東京規約第九条(5))。

地域活動委員会は、地域におけるサークル、会員の要求をもとに、サークル、会員の交流をはかり地域の自主的な活動を行ない、また運動方針を地域において実践し、地域の要望、意見等を機関に反映させ、運営委員会に対して専門部員を推薦する等の活動を行なう(同条(6))のであるが、地域会議および地域活動者会議の詳細はすでに述べたとおりである。

#### (5) サークル代表者会議、サークル代表者、同副代表者、同幹事

サークル代表者会議は、重要事項の検討、あるいはそのすみやかな実践をはかるために、委員会が必要と認めたとときに開かれる(東京規約第九条(9))。労音は能うかぎり(サークル代表者を通じて)会員各自の意見に基いて運営されるようになっていのである。

単位サークルの代表者、副代表者及び幹事は、単位サークルを代表し、運動方針を実践し、また会員の意見、希望を常に機関に反映させなければならない(規約第九条(8))。

単位サークルは労音運動の基礎組織であり、サークル活動を通じて運動方針を実践する(規約第七条)ものであり、従つて労音運動にとつてその代表者等の重要性が極めて大きいことは、後述本項(6)および本項(1)の総会以下の各項ですでに述べたとおりである。

#### (6) 委員長等の役員

労音の場合に、労音を構成する各会員がどのようにして、代表者に直接あるいは間接に私法的法律関係の内容たる事項を委任するかは、前記一の記載により自ら明らかであるが念のため説明しよう。

労音の場合代表者は委員長であるが、委員長は総会において選任せられる。総会はその時点の委員と代議員によつて構成される。代議員は地域会議においてサークル員より選出される。総会の議決は出席代議員の過半数によつて決定されることになつてはいるが、委員長の選出につき意見が分れたことはない。仮に過半数の意見に反対する少数代議員があるとしても総会の議決には服するのであるから、委員長は出席代議員全員によつて直接選出されたことになる。代議員はサークル員の討議にもとづき、地域会議で選出するのであるから、代議員は討議に参加したサークル員の意味を代理するものであり、また、討議に参加したと否とを問わず労音の全会員は代議員が総会において委員長を選出するという労音の規約を承認して労音の会員となつたものであるから代議員以外の会員は間接に委員長を選出したこととなる。総会と次の総会との中間に労音の会員となつたものは労音の規約を承認して会員となるのであるから、その点の委員長の地位を直接承認したこととなる。委員長の権限は労音の労音運動を統括し労音を代表することである。委員長が代表する私法的な権限は労音の労音運動を遂行するに必要な範囲内の事項である。総会に出席した代議員は総会において委員長を選出する行為の内容として直接に、代議員以外の会員は前述の討議に参加し、あるいは規約を承認する行為の内容として間接に、総会と次の総会との中間に会員となつた者は委員長の地位を承認する行為の内容として直接に、委員長に、労音の労音運動を遂行するに必要な範囲内の事項(それは総会議という形で表われているが未だ抽象的である)の私法的な権限を委任しているものである。従つて、委任する事項の内容は抽象的でその範囲は包括的である。既に本項一で述べたように、委員会は総会の議決事項の実践方針を決定し、運営委員会は委員会の決定事項を実施するのであるが、それらは、委員や運営委員の意見

のみで決せられているのではない。サークル員は、労音のすべての運動について労音の基本任務や綱領に即して徹底的に討議して意見を集約し、集約された意見を委員会や運営委員会に反映させる。サークルの代表者と活動家によつて地域会議が構成され、地域会議はサークル員の要望、意見を委員会や運営委員会に反映させる。それだけでなく、地域活動委員会も地域の要望、意見を委員会や運営委員会に反映させている。このようにして、抽象的であつた総会の議決は除々に具体化され、最終的には運営委員会が具体化し全会員とともにこれを実施する。この実施が対外的に私法的法律関係を発生する場合は運営委員会の議長である委員長が全会員から委任を受けた権限にもとづき、之に当るのである。